

令和7年加美町議会第4回定例会会議録第3号

令和7年12月12日（金曜日）

---

出席議員（15名）

1番	田中草太君	2番	早坂潔君
3番	今野清人君	4番	佐藤圭介君
5番	早坂伊佐雄君	6番	早坂忠幸君
7番	三浦又英君	8番	伊藤由子君
9番	木村哲夫君	10番	三浦英典君
11番	沼田雄哉君	12番	伊藤淳君
13番	米木正二君	14番	高橋聡輔君
15番	味上庄一郎君		

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町長	石山敬貴君
副町長	千葉伸君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	佐々木実君
危機対策課長	早坂卓君
企画財政課長	内海茂君
行政経営推進課長 兼新庁舎整備室長	庄司一彦君
ひと・しごと推進課長	橋本幸文君
町民課長	西山千秋君
税務課長	猪股良幸君
農林課長	尾形一浩君
農業振興対策室長	我孫子裕二君
森林整備対策室長	後藤勉君
商工観光課長	阿部正志君

建設課長	村山昭博君
高齢障がい福祉課長	森田和紀君
地域包括支援センター所長	川熊裕二君
こども家庭課長	鎌田征君
こども家庭センター所長	相澤育君
上下水道課長	塩田雅史君
会計管理者兼会計課長	相澤栄悦君
小野田支所長	伊藤一衛君
宮崎支所長	鎌田裕之君
総務課参事兼課長補佐	内出泰照君
教育長	鎌田稔君
教育総務課長	遠藤伸一君
学校教育環境整備推進室長	渡辺信行君
生涯学習課長	佐々木功君
農業委員会会長	板垣文一君
農業委員会事務局長	佐藤登志子君
代表監査委員	田中正志君

---

事務局職員出席者

事務局長	青木成義君
次長兼議事調査係長	尾形智弘君
主幹兼総務係長	猪股直人君
主事	千葉奏衣君

---

議事日程 第3号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第100号 加美町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める  
条例の制定について
- 第 4 議案第101号 宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について

- 第 5 議案第 1 0 2 号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町山村活性化支援センター）
- 第 6 議案第 1 0 3 号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町地域特産生産施設）
- 第 7 議案第 1 0 4 号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町中新田 B & G 海洋センター）
- 第 8 議案第 1 0 5 号 町道路線の認定及び廃止について
- 第 9 議案第 1 0 6 号 令和 7 年度加美町一般会計補正予算（第 8 号）
- 第 1 0 議案第 1 0 7 号 令和 7 年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 1 1 議案第 1 0 8 号 令和 7 年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 2 議案第 1 0 9 号 令和 7 年度加美町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 1 3 議案第 1 1 0 号 令和 7 年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 4 議案第 1 1 1 号 令和 7 年度加美郡介護認定審査会特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 5 議案第 1 1 2 号 令和 7 年度加美町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 6 議案第 1 1 3 号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 第 1 7 議発第 1 号 加美町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
- 第 1 8 議員派遣の件について
- 第 1 9 閉会中の継続調査について

---

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 1 9 まで

午前10時00分 開議

○議長（味上庄一郎君） ご参集の皆様、ご起立ください。

おはようございます。

ご着席ください。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（味上庄一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、2番早坂 潔君、3番今野清人君を指名いたします。

---

#### 日程第2 一般質問

○議長（味上庄一郎君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問の順序は、昨日に引き続き、通告のあった順序で行います。

それでは、通告9番、3番今野清人君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔3番 今野清人君 登壇〕

○3番（今野清人君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長よりお許しいただきましたので、私の一般質問を始めさせていただきます。

本日、大綱2問、通告をさせていただいております。順に一般質問を行ってまいりたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、大綱1問目、ふるさと納税における町の現状と取組についてということで質問いたします。

令和6年度の全国のふるさと納税の受入れ実績は約1兆2,700億円、約5,800万件の取扱いとなり、各自治体は財源の一つと捉え、返礼品の開発に力を入れております。

加美町においても、米、肉などの農産物を中心に、日本酒、みそ、しょうゆ等の加工品も好評とのことでございますけれども、今後さらに多くの方に加美町を知っていただき、寄附していただくためにも、町の現状と取組を伺いたいと思います。

(1) ふるさと納税の概要、ふるさと納税の仕組みなど。

(2) 加美町の現状、寄附受入額、返礼品の数、人気の返礼品はどういったものなのか。

(3) 返礼品をどのように開発、製造しているのか。

(4) 宣伝等は行っているのか。

(5) 現在の課題などは何か。

以上についてお願いいたします。

○議長（味上庄一郎君） 町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 改めまして、皆様、おはようございます。

本日も、定例会、何とぞよろしくをお願いいたします。

それでは、今野議員から大綱2問ということで、1問目、ふるさと納税における町の現状と取組についてのご質問をいただきました。ありがとうございます。

それでは、順次お答えさせていただきたいと思います。

まず1点目のふるさと納税の概要など、制度の仕組みについてという問いにお答えさせていただきます。

ふるさと納税とは、納税者が自分のふるさとや応援したい自治体へ寄附する制度でございます。制度の仕組みとしては大きく5つに分類されます。

1つ目は、寄附をする方にメリットがあることです。寄附額に応じて税金の控除が受けられ、特産品などの返礼品が受け取れることとございます。

2つ目は、全国から頂いた寄附金について、寄附者から指定されたまちづくりに活用されることとございます。加美町の使い道としては、①活力あるふるさとづくりのために、②未来を担う子どものために、③ふるさとの自然環境を守るために、この3本柱に合致する町の施策に貴重な財源として活用させていただいております。

3つ目は、返礼品が受け取れることとございます。ただし、返礼品は基本的に地場産品とすることが求められ、5項目の条件があり、総務省の基準が設けられております。

4つ目は、寄附金額の設定基準が定められております。返礼品代金は寄附金額の3割以下であること、返礼品代金や各種手数料など、寄附を集めるのに必要な経費は寄附金額の5割以下であることが定められております。

最後に、5つ目は、返礼品協力事業者、いわゆるお店側は費用負担がなく全国に商品をPRすることができるメリットがあることとございます。費用に関しては、通常オンラインショップなどのECサイトや委託販売等にかかるような経費は町が負担いたします。また、お店側は、商品の魅力である事業者独自の取組、こだわり、商品開発のストーリー等を全国に向け発信す

ることができるため、販路の拡大、認知度の向上が期待できます。

以上がふるさと納税の仕組みとなります。

2点目の加美町の寄附受入額、返礼品数、人気の返礼品等の現状についてお答えさせていただきます。

令和7年10月末時点での寄附金受入額は3億2,470万円となっており、令和6年度の決算額2億3,175万円を既に大きく上回っております。登録返礼品数は979品で、うち寄附があった返礼品数は372品となっております。

なお、今年度の寄附額は4億2,000万円を見込んでおります。本定例会に補正予算も上程しておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

次に、令和7年4月から10月末現在の人気の返礼品については、1位が令和6年産つや姫無洗米10キログラム、2位が令和6年産ひとめぼれ無洗米10キログラム、3位が発芽玄米パックご飯「金のいぶき」となっており、お米の商品が人気である状況が続いております。

3点目の返礼品の開発、製造につきましては、まだ発掘できていない魅力、既存商品の情報収集、寄附者に大人気定期便にまつわるアイデア検討、町独自の体験型返礼品や事業者間のコラボ返礼品などの提供を増やすため、各店舗などへ中間事業者と共に足を運んでいるところでございます。

4点目の宣伝等については、返礼品協力者を対象に勉強会の開催などを行いながら、制度説明、事例発表、町の思いなどを伝え、ポータルサイトを活用したPRを行っております。例えば、ホームページ、SNS、メールマガジンなどで定期的な情報発信を行い、返礼品の事業者の思いが伝わるページづくりに努め、さらに大綱1問目で述べました町の3本柱の使い道など、応援したくなるまちづくりになるよう、寄附者へ伝わるよう努めているところでございます。

最後に、現在の課題などについてお答えさせていただきます。

課題については、現在、寄附額が5,000円ほどの少額な返礼品が少ないことでございます。今後、情報収集に努め、少額の返礼品を増やし、多くの方々にご寄附をいただけるよう考えております。

また、委託事業者との連携の観点で申しますと、令和6年4月から町のふるさと納税委託事業として運営支援業務を株式会社フロムゼロが受託し、町におけるふるさと納税制度を全面的にサポートしていただいております。寄附額を伸ばすために、戦略、立案から返礼品の磨き上げ、事業者への運営指導まで幅広く親切丁寧に対応していただき、町、事業者、寄附者全てが満足する仕組みづくり、ふるさと納税をきっかけにした地域のファンづくりを支援し、関係人

口創出などにも貢献していただいております。

その結果として、昨年12月に実施しました若鮎給付型奨学金事業のクラウドファンディングにおきましては寄附額459万円を達成することができました。また、今年8月の「火伏せの虎舞」山車復活プロジェクトによるクラウドファンディングにおいても多大なる貢献をしていただき、目標額450万円を大きく上回る約4,580万円を集めることができいております。さらに、11月からは未来へ響けパイプオルガン修繕プロジェクト（目標額500万円）を行い、12月からは若鮎給付型奨学金事業のクラウドファンディングを行っております。

この取組を通じて、ポータルサイトを活用したお米の特集や定期便などの人気返礼品を生み出し、町のふるさと納税に大きく寄与しておることを申し添えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 今野清人君。

○3番（今野清人君） 今、町長よりご説明いただきました。

それでは、再質問させていただきたいと思っております。

ふるさと納税の概要ということでご説明をいただきました。その中でお聞きしたいのは、一般の方に対するふるさと納税ということでご説明いただいたんですが、このほかに企業版ふるさと納税というものがございまして。これはどういったものなのか、これに加美町は取り組んでおられるのか、この辺をお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。（発言あり）

○議長（味上庄一郎君） 今野清人君。

○3番（今野清人君） すみません、急に企業版をお聞きして申し訳ございません。この中に入らなかった私が悪いんでございます。それでは、後ほどお答えいただくということで、次に行きたいと思っております。

ふるさと納税というのは、先ほど私の質問の中にもありましたけれども、全国を見ますと1兆7,000億円のお金が動いているということになっております。加美町においても大きな自主財源というもので、その一つになっているのは確かなんだろうと思っております。

ふるさと納税の中で、先ほど町長から、返礼品は3割、そして手数料は5割以内というお話がありましたけれども、実際によく言われますのは、返礼品の額が約3割、手数料が約2割、町に入ってくるお金としては大体5割だよということはよくお聞きいたします。加美町においてはこの現状はどうなっているのか、大体そのうちの幾らぐらいが町としての収入といたしますか、そういうお金になっているのか、その辺少し教えてください。

○議長（味上庄一郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部正志君） おはようございます。商工観光課長です。よろしくお願いいたします。

町に残るお金ですが、ただいま議員おっしゃるとおり、おおむね5割が町の収入としていろいろな予算に活用される内容になっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内海 茂君） 企画財政課長でございます。遅くなって申し訳ございません。

企業版ふるさと納税につきましては、企業が地方公共団体の地方創生の取組等に対して寄附を行った場合に法人税関係等の税額控除するものでありまして、企業としては地域振興やSDGs達成などの社会貢献ができるほか、法人税の高い軽減効果などを受けられるメリットがございます。

加美町におきましては、地方創生推進基金を設置しまして、こちらで企業版ふるさと納税の受入れを行っております。令和3年度から6年度までの実績につきましては、令和3年度が約1,850万円、令和4年度につきましては50万円、令和5年度については400万円、令和6年度が1,300万円、令和7年度は途中でございますが、2,800万円を超えている状況でございます。

以上です。

○議長（味上庄一郎君） 今野清人君。

○3番（今野清人君） 私、初めて分かりました。一般のふるさと納税は商工観光課なんですけど、企業版は企画財政課なんですね。勉強になりました。ありがとうございます。

それでは、加美町の現状ということで、先ほど受入額、返礼品が今372品ぐらいあります。人気の返礼品はお米ということで、この米騒動ということで、米の人気があるんだということが分かりました。

その中で、（3）返礼品をどのように開発、製造しているかというところになるんですが、ふるさと納税を見てもみますと、どこの町、自治体でも商品開発というものにすごく力を入れているということが分かります。サイトなんかを見てもみますと、本当に多くの町、そして多くの返礼品があって、この中から加美町を見つけていただくのもちょっと大変だなという思いがしているわけでありましてけれども、この開発、製造、少しとがったような、目立つような商品を開発していかないと波に埋もれてしまうんじゃないかと日頃から感じております。

この返礼品の開発、製造ということで、町長から説明あったんですけども、私の捉え方になるんですが、あくまでも町から、町の職員なりそういった方が加美町を見渡して、これは返

礼品に使えるんじゃないか、これだったらいいんじゃないかというものを町側が掘り出して、それを返礼品として開発していると、そういう捉え方でよろしいのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（味上庄一郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部正志君） 商工観光課長でございます。

返礼品の開発でございますが、基本的には職員がいろいろなお店の方と情報交換をしながら話し合っ表に出してやるという内容もありますが、最近も1件ご相談があったんですが、逆に農家の方ですとか町民の方から、こういう情報を耳にしたんだけど、私はできるでしょうかとか、そういう相談もございます。あとは中間業者と一緒に相談しながら、この辺の商品が弱いから何かないかなという感じで探すというパターンもございます。

以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 今野清人君。

○3番（今野清人君） ということは、まだまだ加美町の中には返礼品としてふさわしいもの、あるいはもっともっと皆さんに受けがいいものが眠っている可能性というのは十分に考えられるということなのかなと感じました。

もう一つお聞きしたいのは、さっき中間業者ということが出てきております。すみません、業者の名前を全部書けなかったんですけども、この中間業者には何をいただいているのか、その辺をもう一度お答えいただければと思います。

○議長（味上庄一郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部正志君） ご質問にありました中間業者でございますが、業者名が株式会社フロムゼロという業者でございます。令和6年4月から委託契約を結びまして、町の職員と一緒に動いていただいております。

ふるさと納税の制度自体でございますが、今回、お米の売上げがかなり寄附が多かったということでございますが、まず商品を表に出してやる、それぞれ業者のポータルサイト、「ふるなび」とかそういうところでいかに目立たせるかという内容は、担当職員もかなり頑張っ業者と密になって進めているところでございますが、やはり中間の専門の業者のアドバイスというのはかなり大きいようでございます。そのようなアドバイスもいただきながら、実際にフロムゼロも業者に足を運んでいただいて情報交換しながら、いろいろな商品開発と一緒に努めていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 今野清人君。

○3番（今野清人君） 今のフロムゼロという会社については、もう少し簡単に言うと、サイト等に出したときの宣伝、いかにそこで目立たせるか、あるいは専門の知識を持って、加美町はこういうところが薄いからこういう商品を探したらいいんじゃないかとか、そういうアドバイスをいただいているという認識でよろしいのかなど、私なりに解釈いたしたところです。

それで、今回、ふるさと納税について一般質問するきっかけとなったことといたしまして、委員会で宮崎県新富町に視察に行かせていただきました。ここの取組というのが、ふるさと納税について大変強く取り組まれているということで、いろいろお話を伺ったわけでありませけれども、私はこれは必ず加美町に資するものだと、加美町にプラスになるものだと思いますので、ここでご紹介をさせていただきたいと思います。

まず宮崎県の新富町ということで、場所的には宮崎県の大体真ん中ぐらいということで、皆さん、場所的なものはグーグルマップ等で後で調べていただければいいんですが、人口といたしましては1万5,746人、産業といたしましては農業、特に畜産業が盛んな地域ということでございます。特産といたしましては、ピーマン、キュウリ、養鶏、和牛、ウナギ、ライチ、こういったものが特産としてありますということでございました。

そして、ここが大変興味深いところなんですが、令和6年の町の歳入146億円のうち、町税、町の皆さんから集めた税金ということになるんだと思いますけれども、16億4,000万円、率にすると11.2%、そして寄附金で頂いたものが22億5,000万円、15.4%ということで、税収を超える寄附を集めているということでございました。

町としてもいろいろ取り組まれていると思うのですが、一番特筆すべきというところは、一般財団法人こゆ地域づくり推進機構というのを立ち上げて、ここにふるさと納税の一切をお任せしていると。開発から宣伝、そして発送等まで全てをお任せして、そういったことに取り組んでいただいている財団をつくったということでございました。

そして、これは特徴的だな、大変いいことだなと思ったのは、町は寄附額の8%を翌年度に財団に交付して、財団は交付金を活用し、新たな返礼品の開発、地域資源活用のブランディング、遊休資産の再生・活用、観光イベント、人材育成など、民間のノウハウやスピード感を生かして地域創生事業を展開しているということでございました。

これをつくるときのご苦労されたお話とかお聞きいたしました。その中で、これはもともと観光協会がベースになっているということだったんですけれども、それを一般財団法人こゆ地域づくり推進機構につくり変えた。そのときに、町庁舎の職員の話の中で、この財団に町の

職員を出向という形にしたらいんじゃないかとか、財団法人の理事長、一番トップには町長なり副町長なりそういう方を据えたらいいんじゃないかという意見も出たそうです。ただ、これは議会の中でそういった話が出たということでございましたけれども、それではイノベーションが起きないのではないかと、しっかり知識を持った方に来ていただいて、町とは切り離して、しっかり事業をしていただいたらいいんじゃないかというお声が出て、それで実現したということでございました。

昨日来、横文字を使うなということですので、イノベーションということで、私もちょっと調べてきました。イノベーションというのは、新しい考え方や技術を取り入れ、新しい価値を生み出すことだそうでございます。

ということで、こういった動きというか、決してそれは町の職員が働いてないとか、もちろん町の職員の頑張りというのもこれは当然あって、認める次第でありますけれども、今後ふるさと納税というものをもっともっと伸ばしていくためにはこういった取組というのも一つ必要なのではないかと思うところがあります。

町長、この辺、概要の概要しか話ししてないんですが、今の話を聞いてどのようにお感じになりましたでしょうか。

○議長（味上庄一郎君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 宮崎の新富町、事例を懇切丁寧に説明いただきまして、ありがとうございます。非常に大切な視点なのかなと思っております。

ふるさと納税という言葉の間違えないで捉えていただきたいんですが、ある意味、町として稼ぐという観点ですと民間ビジネス論を大いに導入していくということがこれから重要になってくるかと思えますし、先ほどの最初の答弁書にも記載されていたこと、これがある意味お答えではあるんですが、それ以上に、これからのふるさと納税の返礼品というのは、体験型等も含めまして、形あるものだけでなく、様々なアイデア次第のところがあるのかなと感じておったところでございます。

もう少し、議会後でも構いませんし、お時間をいただいて、今回の視察に関してももう少し詳しく教えていただいて、加美町としても、町としてもそのような民間的な発想ということをもっと導入していけば、今野議員がおっしゃられることはもっと寄附が集められるような返礼品として魅力あるものができるんじゃないかというご提言かと受け止めさせていただきましたので、少し勉強させていただければと思います。

○議長（味上庄一郎君） 今野清人君。

○3番（今野清人君） 私もまだまだ勉強不足というところもありまして、見てきたもの、聞いたことをそのまま述べさせていただいているという状況でございます。この辺、しっかりと私自身も勉強していかなくちゃいけないと改めて思っているところでございます。

この流れ、この事例、こゆ財団の流れというのはすばらしいなと思ったのは、ふるさと納税を町でやっている職員がどのぐらいの情熱を持ってやっているか、高い情熱を持ってやられているとは思いますが、この8%が次の年に返ってくる、我々の組織に返ってくるという思いがあれば、そこで取り組まれている職員というか、こゆ財団の方々はモチベーション的に高い状況でやっているのかなど。それが次の年に自分たちの思う施策に使えるよとなってくれば、もっともっと、いいお金の回り方をしているなど感じてきましたので、今日ここで発表させていただいたわけでございます。

加美町も現状を聞きますと昨年よりも寄附額が伸びまして、予定では4億2,000万円の寄附を目指せるところまで来たということだろうと思います。本当に、何回も言いますが、これは、昨日、阿部課長からのご発言、2番議員の質問の中でありましたけれども、2番議員がクラウドファンディングについて聞いたときに、「これが伸びた要因は何ですか」「これは職員の頑張りです」とおっしゃった。私はまさしくそのとおりだと思っております。それに加えてこういった取組をしっかりと行って行って、皆さんに喜ばれるような返礼品、それに合わせて町の寄附額も伸びていく、そういういい効果を生めればと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたしますと思います。

それでは、大綱2問目に移らせていただきたいと思います。

大綱2問目、加美町熊出没非常事態宣言終了後の取組についてということで質問いたします。

まず、質問に入らせていただきます前に、この場をお借りいたしまして、10月9日ですか、熊出没非常事態宣言が出て以来、猟友会の皆様、町の職員の皆様、警察、消防、そして各団体の皆様方にご尽力いただきましたことに対しまして敬意と感謝を表させていただきます、この質問に入らせていただきます。

それでは読ませていただきます。

全国的に熊の出没が社会問題となる中、加美町においても対策本部の設置や非常事態宣言を行い、対処してまいりました。熊出没の原因は様々語られるところではありますが、今後、終息に向かうのか、また来年も同じような事態にならないか危惧されております。自然が相手の問題であります。長期的な視点で対応を講じなくてはならないと考えまして、次のことをお伺いいたします。

1. 現在の熊対策の現状は。
2. 県で行った河川の草刈りの効果は。
3. ガバメントハンター養成の考えは。
4. 熊対策にふるさと納税活用の考えは。
5. その他の取組は。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（味上庄一郎君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 今野議員からは、大綱2問目としまして熊出没非常事態宣言終了後の取組についてといったことでご質問をいただきました。

まず私からも、10月9日、熊出没非常事態宣言というものを加美町独自として出させていただきまして、町民の皆様のご協力、先ほどもお言葉としていただきましたが、猟友会の皆様、消防団の皆様、防犯指導隊、交通安全指導隊の皆様、もちろん警察、消防署の皆様の本当に一致団結したご協力をいただいたこと、私からもこの場を借りて感謝申し上げさせていただきたいと思っております。

さらに、私が一番危惧したのは、この出没におきまして、町内における人身被害といったようなこと、これが起こることを一番危惧しておりました。全ての皆様のご協力によりまして、今日の今日まで町内におきましては熊による人身被害といったことがなかったこと、これは本当に幸いかと思っております。しかしながら、一方で、報道にあるとおり、冬眠しないであろうろしている熊も世間には随分いるようですので、引き続き町民の皆様にも注意喚起ということを継続してお願いしたいと思っております。

それでは、1点目のご質問からお答えさせていただきたいと思えます。

現在の熊対策の現状はということで、加美町におきましては、8月に熊が倉庫に侵入し、米袋を持ち去る被害があり、9月には住宅に侵入し、飼育していた鶏や餌が被害に遭うなど、テレビ等でも報道されたところでございます。9月の熊出没情報は、昨年度のゼロ件、一昨年3件を大きく上回り、10月以降もさらに多くの出没が予想され、人身被害が懸念されることから、10月9日に加美町熊出没対策本部を設置し、同日から11月30日までを期間とした加美町熊出没非常事態宣言を発令いたしました。

熊出没情報があった際は、防災アプリ「HAZARDON（ハザードン）」での発信や、教育委員会から保護者向けの緊急メールを送信し、担当課でパトロールや広報をしておりましたが、非常事態宣言発令後は注意喚起として町広報紙への掲載やチラシの全戸配付のほか、高齢

者世帯や福祉施設における注意喚起、河川、農村公園への注意喚起表示板の設置等を実施してまいりました。学校、こども園におきましては、熊撃退スプレーや爆竹等を配備するほか、状況に応じ登下校の保護者送迎の協力の要請や集団下校の実施、校庭での活動の際は教職員による見守り等を実施いたしました。また、一部の小学校では熊に関する特別授業も実施いたしました。一部の観光施設では営業休止やイベントの中止をしたところがございます。

11月中旬頃から熊出没情報が減少してきたことから、加美町熊出没対策本部会議において非常事態宣言は11月30日をもって終了することとしましたが、12月15日まではツキノワグマ人身被害防止強化期間として、町民の皆様引き続き安全確保にご協力をお願いしている状況でございます。

次に、2点目のご質問にお答えします。

県による河川の草刈りでございますが、ツキノワグマ総合緊急対策として、加美町内におきましても実施していただきました。実施箇所としては、田川橋周辺とあゆの里公園周辺、鹿原橋下流から石神橋周辺、オノ神ふるさと公園周辺の4か所でございます。やぶの刈り払いをしたことにより、熊の移動ルートが遮断され、住宅地や公園等への出没を防ぐことが期待できたものと考えております。

3点目、ガバメントハンターの養成でございますが、狩猟免許を取得している職員もおります。しかし、有害捕獲をするまでには、猟友会への加入や狩猟者登録、銃砲所持許可と銃器の所持、そして鳥獣被害対策実施隊へ加入し、有害捕獲の経験を積み重ねる必要がございます。また、役場組織のどの部署に所属していても対応できるような体制を整える必要がございます。

県においては、来年度から県警や自衛隊の退職者を会計年度任用職員として採用するガバメントハンターを北部地方振興事務所に二、三人配置する予定となっております。詳細な業務内容は検討中のごございますが、鳥獣被害対策実施隊と町内での捕獲活動の内容等について協議していきたいと考えております。

加美町鳥獣被害対策実施隊は現在38名となっておりますが、熊の捕獲活動にご協力をいただいている方は一部の方となっております。改めて熊の捕獲活動への参加を呼びかけ、捕獲従事者の確保に努めていかなきゃいけないと考えております。

4点目、熊対策にふるさと納税を活用してはという質問に対してお答えさせていただきます。

加美町では、10月8日に加美農業高等学校と包括連携協定を締結いたしました。10月14日には熊の誘引要素となる未収穫の柿を加美農業高校の生徒と収穫をし、廃棄されるはずだった柿を活用した商品開発に取り組んでいただいております。試作品として柿プリンやムースを試食

いたしました、大変おいしかったでございます。

熊対策にふるさと納税の活用を検討してまいります、熊対策として収穫した放任果樹で開発した商品を返礼品として活用するなどのことも併せて考えているところでございます。

そのほかの取組としましては、県のツキノワグマ総合緊急対策で河川の草刈りを実施してもらったほか、民間事業者によるパトロールの実施や、要望のあった区長に対して花火や熊鈴を配付させていただいております。また、熊の誘引要素となる柿や栗の木などの伐採希望を受け付けておりましたので、今年度は県の予算の範囲内で伐採し、残りは来年度以降に対応してまいりますと考えております。

プラスしまして、私のほうも熊出没ということが多数になった秋以降、県・国に対しても、まず鳴瀬川、田川、この辺の荒れ方というのは議員もご承知のことと思います。鳴瀬川ダムの建設というものがこれから始まっていく中においても熊の出没にしても、このような状況はいかなるものであるかと思っております。ですので、国・県に対しては、熊の移動ルートになるような河川敷をこの際根本的に整備するようといったような要望もさせていただいておりますし、先般、味上議長と一緒に環境省の森下政務官を訪れた際も、熊対策と同様のような伐木・除草といったことを、管轄外なんですけれども、そのような話も国にお伝えした、そのような要望活動も行っているといったことを付け加えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 今野清人君。

○3番（今野清人君） 熊対策ということで、町長よりご説明をいただきました。

それでは再質問いたします。

現在の熊対策の現状ということで、様々な取組をお聞かせいただいたわけですが、この中で一番根本となります熊の駆除についての質問であります。

もちろん熊を駆除する際は猟友会の皆さんのお力というものをお借りして駆除を行ったところなんだと思いますけれども、猟友会の方にお話を聞きますと、熊駆除の際の何というんでしょう、報奨金でいいんでしょうか、この報奨金というものがちょっと安いよというお話をいただきました。12月の補正にもなっているのかなと思いますけれども、この辺の町の考え方というのをお聞かせいただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（味上庄一郎君） 農林課長。

○農林課長（尾形一浩君） 農林課長でございます。

熊駆除に従事していただいた猟友会、鳥獣被害対策実施隊に対する支払いの関係でございます。

すけれども、議員おっしゃるとおり、我々も今の金額では低いという要望をいただいております。我々も熊捕獲の際は現場に立ち会って、その活動を実際その場で見て、相当危険な思いをしながら作業量もあるということで、今回、その辺、支給額を上げさせていただきたいと思っております。これまでは熊1頭につき8,000円をお支払いしておりました。その1頭8,000円を熊出没非常事態宣言を発令した10月に遡って1頭2万円に引き上げさせていただきたいと考えております。そのほかに、これまではございませんでしたが、熊の捕獲に従事していただいた方1人につき1万円を支払うということを考えております。

当初予算で見込んでおった捕獲頭数よりも今年はかなり増えたということもありまして、そういった増頭分、それから単価の引上げ、そういったことを今回の補正予算でお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 今野清人君。

○3番（今野清人君） この12月の補正でということでございます。現場に行かれる職員あるいはハンターの皆さんも命と身の危険を冒してそういった作業をしていただいたということで、私はこの2万円という額は決して高いものではないなと思っているんですが、2万円に上げたんだというお話でありましたけれども、2万円を算出された根拠というのはどういったものなのか、これはハンターの皆さん、猟友会の皆様方にご納得いただけている価格なのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（味上庄一郎君） 農林課長。

○農林課長（尾形一浩君） 農林課長でございます。

猟友会の方々にこの金額をという確認につきましては、議会でご承認いただく前に金額を出すもどうかと思っておりました。

2万円の額につきましては、ほかの自治体の金額なんかも参考にさせていただきまして、例えば大崎市なんかは現在1頭2万円にしております。そうしたことで、近隣自治体で2万円にしているということもあって2万円にさせていただきました。大崎市は熊1頭当たり2万円支払っております。ただし、加美町におきましては、2万円プラス従事者1人につき1万円というお支払いを別に追加したいという考えでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（味上庄一郎君） 今野清人君。

○3番（今野清人君） そうですね、危険を伴った作業ということですので、補正ということで、なかなか今ここでどうこうという話にはならないんだと思いますけれども、その辺もしっかり

と考えていただきますようによろしくをお願いをしたいと思います。

それで、今までの対応ということで、先ほど町長の答弁の中にもございました。柿の木や栗木などの伐採を県の予算を使って行っているということでした。加美町でどのぐらいの木を切る予定なのか、もしくは既に切っているのか、その辺お聞かせいただければと思います。

○議長（味上庄一郎君） 農林課長。

○農林課長（尾形一浩君） 農林課長でございます。

加美町におきましては、広報10月号で、栗、柿などの伐採を希望する方につきましては農林課にご相談くださいという記事を掲載させていただきました。その後、要望は今現在も来ておるんですけども、100件ぐらいの方から300本ほどの要望が来ております。

ただ、今回の緊急伐採につきましては、収穫をしない柿とか栗が熊をおびき寄せ、そして人身被害につながるという趣旨での伐採でございます。要望のあった伐採につきましては、民家から離れたところもありますので、その要望の中身、現地等を確認させていただきたいと思っております。

今年度、県の緊急総合対策で切る分につきましては、加美町に1,100万円ほど県としてご用意していただけるということで、その予算につきましては、県が事業者に伐採を委託して切るというものでございます。その予算の範囲内ですと今年度は40本ほど伐採する見込みとなっております。残りの木につきましては、国・県に引き続き来年度予算要望してまいりまして、それで対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（味上庄一郎君） 今野清人君。

○3番（今野清人君） あくまでも県の予算を使ってというお話でしたけれども、例えば町独自でお金を出して切るお考えはあるのかないのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（味上庄一郎君） 農林課長。

○農林課長（尾形一浩君） 農林課長でございます。

今年度につきましては県の事業で対応してまいりたいと思っております。

先ほども申し上げましたけれども、現地の確認、伐採費用も木の太さによって異なりますので、その辺の現場確認なども必要になりますので、残りについては来年度以降に対応させていただきたいのですが、国・県の補助の内容が全額じゃなくて、4分の3の補助であるとか2分の1の補助であるとか、そういった場合は町の負担というの必要なかなと思っております。

以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 今野清人君。

○3番（今野清人君） 私は宮崎ですけれども、目の前に熊がいる山がたくさんあるところがございますので、住民の方々から、熊、柿の木等の伐採というお話を随分、要望ではないですけれども、どうなっているんだというお話を伺います。ぜひともこういったところにもしっかりと対応していただくようお願いをしたいと思います。

それでは、県で行った河川の草刈りということで質問するんですけれども、先ほど町長が前段の最後で言われました。国・県にしっかりと河川の整備というものを願うということでした。

確かに私も川のすぐそばに住んでいますので、川の状況というのは分かっているんですけれども、先ほど町長の答弁の中では、草刈りの効果、ある一定の効果があるだろうというご答弁だったと思うんですが、あるという前提で質問いたしますけれども、要するに熊対策、今回は緊急性があつて熊を取ったという部分もあるんですけれども、とどのつまりは、熊が山から出てこなければ熊も我々も幸せに暮らせるということなんだと思うんです。ということは、この熊問題というのが全国的に広まってきて、テレビ、新聞の報道等ではいろいろな専門家が出てきて、この状況はこういうことが原因で起こっているんだということを述べておりますけれども、その中で一番現実的といいますか、今から取り組みやすいところというのは、山と人里の境をしっかりとつくっていくということが大切なんだろうと思います。

昨日、三浦英典議員への答弁の中で町長がおっしゃっていました、山の根っこの田んぼとかしっかりつくってと。その中で熊問題ということも出てきましたけれども、私もそのとおりにんだと思います。現状、中山間地、山の根っこの田んぼ、畑というものは大変荒れております。カヤ畑、林になって大変なことになっています。こういったところを整備、草刈り等々を行って整備していくこと、そしてここからは人間のテリトリーだよと熊にしっかりと教えることが大切だという評論家の方もいらっしゃいます。私もそうなんだろうと思います。町としても、今後、長い目で見てもそういった取組というのが私は必要だと思っているんですが、この辺、町の考え方はいかがでしょうか。

○議長（味上庄一郎君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 今後のことも含めた政治的な答弁になるので私からお話しさせていただきますと、今野議員ご指摘のとおりかと思えます。とにかく中山間地域、つまり雑駁に言ってしまうと加美町西部地域が山に近いからということだけじゃなくて、人口減少率がこの間非常に大きかったといったようなこと、それに伴いまして条件不利地の田んぼとかが耕作放棄地になっていきました。さらには、今考えているのは空き家ですよね。こういうところも冬眠のね

ぐらに使われるんじゃないかと私は危惧しているところもございます。これは、ある意味、熊が出てきているということも、今の地域、私たち加美町のように山を抱えているところの一つの現状としての表れなんじゃないかと思っております。

ですので、2つのことをやっていかなきゃいけないかと思っています。あそこまで荒れてしまった河川敷を町のそれこそ予算のみできれいさっぱりすることは予算上不可能に近いですから、やはり国・県なんかの力を頼むということと、あとは昨日の三浦議員から農業のこと、米のことにもあったとおり、条件不利地になっているような農地もこれからいかにして作ってもらえるような仕組みづくりということもしっかり考えていくといったようなこと、こういうことを切り分けながら同時並行でやっていかなきゃいけないのかなといったようなことかと思っております。

もちろん個別具体的なことになりますと難しい側面も出てきますので、まだ詳細に検討しているわけではありませんが、方向性や考え方としてはそのように私自身が考えているといったようなことで、ご意見とさせていただきます。

○議長（味上庄一郎君） 今野清人君。

○3番（今野清人君） そういった取組も本当に進んでいくように、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ガバメントハンターの養成ということで、先ほど町側からは、職員が鉄砲を持って熊と対峙するのではなくて、あくまでも猟友会にお願いをしたいというご答弁だったと思います。ガバメントハンターと書かせていただきましたけれども、捕るのは猟友会にお任せするというので私もよろしいだろうと思います。

ただ、鳥獣被害対策において、農林課に係の方もいらっしゃって、そういった取組をいろいろ頑張っていたいただいていると思うんですが、この問題を見ますと、長い目で見て、知識とか経験とか、宮崎、小野田、中新田の山の名前であったり地区の名前であったり、それから先ほどもあったように猟友会の方々との意思疎通をしたりということで、長い目で見て職員の養成をしていかないと、町の職員ですので、その係になっても2年もしくは3年4年ぐらいで次のところに移られるというのでは、せっかくそこで得た知識、そろそろ使い物になってきたなというときに次のところに移られる、こういったことではなかなか対策というのを講じるのも大変なんじゃないかなということがありますし、そういった意味でも町には長い目で見た職員の養成というのも必要なんじゃないかと思われましたので、この話題をさせていただきました。このことについて何かあればお願いいたします。

○議長（味上庄一郎君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ご指摘のとおりだと思います。

例として挙げれば、今回のガバメントハンターだけではなくて、最近とみに思うのは、役場の仕事というのは年々複雑ですし、デリケートになっている部分というのもありますので、今後、より専門職といったようなこと、一つのことに特化して長く従事してもらうような役と言ったらいいでしょうか、考え方というのも重要になってくるかと思えます。

例えば、そこまでいなくても、もし猟友会に入ってしっかりと鳥獣被害対策をやるぐらいまで育成なった職員は、違うところの業務に就いていたとしてもそれに関しては優先的にといったようなことも、そのような風通しのいいような組織づくりということも必要なのかなと思っておりますが、いずれにしても、ご提言いただいたことは今後のしっかりとした検討課題になるかと思えますので、ありがとうございます。

○議長（味上庄一郎君） 今野清人君。

○3番（今野清人君） それでは、ふるさと納税の活用ということで、時間も迫っておりますので、少し早口で行いたいと思います。

ふるさと納税の活用ということで、先ほどありました干し柿を使って商品開発、それをふるさと納税の返礼品にと、私もそれを考えておりました。ここで言おうと思ったんですが、既に取り組まれている、試験的にであります、取り組まれているということで、ぜひその部分を伸ばしていただければと思います。

じゃあ実際に柿を使った利用としてはどういうものがあるのかということで調べてみました。干し柿、ジャム、和菓子、カレー、ジャムにしまえば何でも使えると思うんですけども、こういったものも世の中にあるようでございますし、需要が高まっているのが柿渋なんだそうです。柿渋は、防腐剤であったり消臭剤、昔はよく使われたということなんですけれども、塗料や染料、染物ですね、こういったものとして使えて、商品化されているのは消臭効果等々を見込んでなんでしょけれども、ボディソープなんていうのもあるそうでございます。たしか加美町に染物がありましたよね。あったと思います。あと石けんもありましたよね。ということは、何かこの辺ちょっと使えるんじゃないかと思って、提案ということで、すみません、よろしくお願ひしたいと思えます。

あと、ふるさと納税の取組ということで、一つ、ほかの町の事例ということで、秋田県のかほ市では「クマといい距離プロジェクト」ということで、ふるさと納税に活用しているようであります。どういうプロジェクトかという、人里周辺の人と野生動物の境界線を刈り払い、

さっき言ったことだと思います、柿などの誘引木の伐採、そして熊への理解を深める情報発信にふるさと納税を活用して、むしろ、こういうことをするので、熊を大切に思っている皆さん、寄附してくださいということをやっているようですけれども、こういう取組というのにも必要になってくるのかなと思っております。

時間が来ましたので、これを最後にしますけれども、こういった取組、最初に述べましたけれども、これは息の長いことになっていくだろうと、今年来年でどうにかなるという話ではないと私は思っています。この辺の町長のお考えというものを最後に聞いて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（味上庄一郎君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 議員おっしゃるとおりかと思えます。

短期決戦ではなくて、今年は山のブナとかドングリが凶作ということで、来年は豊作であると考えられる、恐らく来年は熊の出没件数が減ってくるだろうといったようなことを県も予想されておりました。だからこそ来年のうちにその次の年を見越して、先ほどの誘引木だとか河川敷をきれいにするとかというのを来年のうちにやるということが次の勝負手なのかなと思っています。

さらに、ハンターの方々に猟友会に入っていくためには、後継者問題というのが全体的にありますので、そういう育成、しかも熊を撃てるようになるまでに10年ぐらいかかるという話もございますので、自衛隊も警察も銃を扱った方でもそういう話がありますので、まさに長期を見据えた戦略、計画が必要になってくるかなと思っております。

今後もしろいろとアドバイスをよろしく願いいたします。（「以上、終わります。ありがとうございました」の声あり）

○議長（味上庄一郎君） 以上をもちまして、3番今野清人君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。11時15分まで。

午前11時03分 休憩

---

午前11時15分 再開

○議長（味上庄一郎君） 休憩を閉じ、再開いたします。

次に、通告10番、1番田中草太君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔1番 田中草太君 登壇〕

○1番（田中草太君） 許可いただきましたので、質問をさせていただきます。

すっかり加美町らしい天気の中ですが、よろしく願いいたします。

今回、新庁舎建設に係る財政状況の変化というところで質問をさせていただきます。

ここ数年、準備を進めてこられまして、いよいよ実施計画というところになっております。今後の議論ができるというところで言うと建設の費用がどうなっていくかというところになりますので、私はその点に絞ってさせていただければと思います。

前提として、これから加美町の人口が減少していくという中で、公共施設の除却の計画というものも並行して進めていかなければいけないという状況の中で、現時点でしっかりとした庁舎をつくって、町民の誇れる庁舎であり、そして執行部の皆様がしっかりと業務を行えるような庁舎を建てるということ、私は賛成しております。一方で、なし崩し的に価格が上がってしまったりとかということがあると後悔が残るところがありますので、その点、質問させていただければと思います。

通告書を読み上げさせていただきます。

庁舎につきまして、現時点で見込んでいる庁舎建設費用とその積算根拠について、2つ目が庁舎建設費用の財源の内訳及び財政への影響についてというところで、こちらに関しては使用する基金とその金額、新庁舎建設後の財政力指数、実質赤字比率、実質公債費比率などはどのように推移するのかご答弁いただければと思います。

○議長（味上庄一郎君） 町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） それでは、答弁させていただきます。

田中議員からは新庁舎の建設に関する財政状況の変化ということでご質問をいただきました。

今回、10月下旬から11月にかけて、町内10か所におきまして町政懇談会をさせていただきました。様々な町のトピックスを皆様にお話しさせていただいていく中で、新庁舎の建設といったようなことに関しましては町民の皆様の関心が高いこと、そしてそれに関わる財政的なものに関しまして、お金、予算ですね、建設費に関わること、これも含めてお話をさせていただいたところでございます。

その中におきまして、いただきました質問2つに関しまして順次お答えをさせていただきたいと思っております。

それでは、1点目、現時点で見込んでいる庁舎建設費用に関してお答えさせていただきます。

庁舎建設費として鉄骨造3階建て5,500平米でございまして30億1,000万円、調査設計費として基本設計、実施設計、工事監理等で2億8,000万円、備品購入費として机、椅子、書類棚な

ど1億5,000万円、外構工事費として駐車場整備など3億円、解体費として現庁舎、福祉会館除却費用に1億5,000万円、移転経費として通信設備移設、引っ越し費用に6,000万円の合計39億5,000万円としております。先ほど申しましたが、以上は町政懇談会で説明している金額と同額ということになります。

次に、費用の積算根拠についてでございますが、庁舎建設費及び外構整備費につきましては基本設計業務の成果により見込額を算出しております。委託設計事業者におきまして、過去の実績や最近の工事費用を念頭に想定した金額となっております。現在、実施設計において最終的な積算を行っており、おおむねこの金額となる見込みとなっております。調査設計費につきましては、国土交通省が定める建築工事の設計に係る委託費用の積算基準などに従い算出しております。基本設計や実施設計など既に契約済みのもも含め、令和8年度以降の工事監理業務などに要する費用を見込んでおります。備品購入費、現庁舎解体費、移転経費等につきましては、現在のところ概算金額とさせていただきます。

2点目の庁舎建設費用の財源内訳と財政への影響についてといった問いにお答えさせていただきます。

使用する基金については、庁舎建設費用の財源の一つとして庁舎整備基金の活用を予定しております。庁舎整備基金については、本庁舎または小野田庁舎、宮崎庁舎の整備に要する経費に充てることとしており、平成21年度の基金設置以降の積立てにより、令和6年度末現在で9億9,241万円の基金残高となっております。このことから、新庁舎建設に係る合併特例債の起債対象外となる経費には庁舎整備基金を充てることとしており、既に令和6年度の基本設計委託料、令和7年度の実施設計委託料等にも活用しております。今後、本体工事等への見込額を含めて総額3億6,000万円規模の基金活用を見込んでおります。

次に、新庁舎建設後の財政力指数、実質赤字比率、実質公債費比率はどのように推移するかということに関しましてお答えさせていただきます。

1つ目の財政力指数については、町の基準財政収入額を基準財政需要額で割った値で、過去3年間の平均値を表したものでございます。

今後、庁舎建設事業が財政力指数の推移に影響するのは、合併特例債の償還額の一部が交付税措置として組み込まれ、基準財政需要額が増加した年度からとなります。しかしながら、財政力指数は国勢調査人口や公共施設数の変化により需要額の増減、社会情勢の変化に伴う税収をはじめとした収入額の増減など、様々な要因が重なり合い、指数化されるものであります。このことから、庁舎建設事業が将来的な財政力指数に直接的な変化を及ぼす大きな要因になる

とは現在のところ想定してはおりません。

2つ目の実質赤字比率については、町の一般会計において歳入不足が発生し、その赤字額が町の標準財政規模に対してどのぐらいの割合かを示すものでございます。

町の財政状況としては、限りある財源の中での厳しい財政運営であり、中長期的な視点での行財政改革による安定した財政運営構造の構築に取り組んでいるところでございます。庁舎建設事業により、公債費の償還額が一時的に増加することは確実でございますが、行財政改革の確実な取組により、一般会計において赤字額が発生することは現時点では見込んでおりません。

3つ目の実質公債費比率については、町の標準財政規模における公債費償還額や公債費に準ずる一部事務組合への負担金などの償還負担割合を示したもので、過去3年間の平均値を表したものでございます。

加美町では、行財政改革の取組による町債発行の抑制により、実質公債費比率は減少を続け、令和6年度決算における実質公債費比率は7.0%となっております。庁舎建設事業に伴う公債費償還額のピークは3億8,000万円を見込んでおり、償還期間中の実質公債費比率が上昇することは確実でございますが、継続した町債発行の抑制により財政運営へ影響を及ぼさないように長期的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 田中草太君。

○1番（田中草太君） 再質問に当たって、積算のところからお伺いしたいなと思います。

今回、町政懇談会、全協を含めて、いただいていた数字で申し上げますと、庁舎の建設に係る約30億円の5,500平米というところと言うと平米単価が約54.7万円弱という形でご説明をいただいていたかなと考えております。この単価、これまでの単価の各種上昇といったものを踏まえると結構攻めた数字、この数字で実現できると、町長が当初から掲げられていたシンプルなものというところが十分実現できるような価格帯なのかなと考えております。

一方で、町民の中では、様々な値段が上がっている中でこの単価で本当にいけるのだろうかという声も上がっておりますが、先ほどご説明いただいたところだと結構ふわっとご回答いただいていたところもありましたので、この単価でいけるぞという根拠ですね、もう少し細かくご教示いただければと思います。

○議長（味上庄一郎君） 行政経営推進課長兼新庁舎整備室長。

○行政経営推進課長兼新庁舎整備室長（庄司一彦君） 新庁舎整備室長でございます。

現在のところお示ししております面積、単価等のさらに掘り下げた部分についてご説明した

いと思います。

令和3年の折にお示しした金額で、庁舎整備、車庫整備合わせて5,800平米で26億円という数字を出させていただいておりました。これは44万8,000円という平米当たりの単価になるんですが、先ほど近隣の状況ということで申し上げましたが、直近で建てられました大崎市を参考にしております。今回の設計におきましては主に鉄骨造ということもありましたので、どうしても地域的に資材の単価なり人件費の単価なりが若干違いますので、その辺、一番近隣のものを採用したというところでございます。

今回、お示ししております5,500平米で30億1,000万円というところで、いろいろ思いとか感じの中で、皆さんも物価上昇とかいろいろこれまで出ている中で、どうなんだろうということだろうと思います。こちらとしましては、いろいろ経費節減といいますが、どうやったら事業費がなるべく高くないように抑えられるんだろうなと考えたときに、うちの担当者も受託している設計事業者といろいろ協議したり、あとは第三者機関的というわけではないんですけども、専門の宮城県建築住宅センターというところにいる支援業務をお願いしております、その中でいろいろ調整した中で、建築面積、いろいろな車庫等も含めて、別々ではなくて一体的にやったら面積がもっと抑えられるんじゃないかというところで、約300平米ほど今の現段階で減らせるなというところでございます。

さらに、単価的に54万7,000円というところでは出ているんですけども、車庫と合わせた部分なりあるいはピロティー部分、ひさしの下の部分、軒下の部分ということになりますが、その辺はあまり行政機能的なものではなくて、どうしても建築基準法ではそういったものまで面積にカウントするのでこういう表示になっているんですが、実際に使用できる部分というのは、建築した内側でいろいろな事務スペースとかそういうものでつくるのは4,900平米程度だと思っております。そういったところで換算しますと、実質的に、全体的な平米数で割るんじゃなくて、主要的な部分で割ると約61万円ぐらいになるというところでございます。

そういったこともいろいろ工夫しながら、実際の高騰はもちろんそうなんですけれども、それをなるべくかからないように、実施設計の段階でそういったことも含めて考えて積算業務、大詰めに入っていますけれども、まだ示せる段階ではありませんが、そういったことも含めて進めているというところでございます。

以上です。

○議長（味上庄一郎君） 田中草太君。

○1番（田中草太君） 現在進めていただいている実施設計での積算、その後、恐らく工事され

る前の最終の積算という形になるんだと理解していますけれども、一番避けるべきだと考えているのは、公示したときに誰も入札がない、不調に終わってしまうということですので、今の限られた合併特例債のスケジュールの中で、再積算、再公示となるとかなり苦しいという状況になってきますので、適切な積算をしていただければと考えております。

その中で、先ほど300平米ほど減らせるというのは、実施設計の中で5,500平米から減るということですか、ちょっと理解し切れなかったんですが。

○議長（味上庄一郎君） 新庁舎整備室長。

○行政経営推進課長兼新庁舎整備室長（庄司一彦君） すみません。この部分に関しては、基本設計の中で考慮したというところでした。ちょっと紛らわしい発言で申し訳ございません。あくまでも実施設計は今のところ5,500平米内外で進んでいるというところでございます。

以上です。

○議長（味上庄一郎君） 田中草太君。

○1番（田中草太君） もう少しだけ、積算のところで踏み込ませていただきたくて、現状の鉄骨造というところで抑えられるということもありましたが、現時点の積算を含めて、先ほど言っていた以外のところで、例えば素材であるとか、工法であるとか、そういった部分で、ここのポイントがあるから十分抑えられるんだというようなポイントがあれば、ご答弁をお願いいたします。

○議長（味上庄一郎君） 新庁舎整備室長。

○行政経営推進課長兼新庁舎整備室長（庄司一彦君） 一番大きいのが構造的な部分で、純鉄骨造で実施設計が進んでいるというところでございます。鉄筋コンクリートあるいは鉄骨と鉄筋コンクリートを合わせたSRCというものもございますけれども、鉄骨を主流にして組み合わせ、なるべくコンクリートを使わないことによって、いろいろな人件費の手間だったり、木材型枠工事であったり、コンクリートの打設工事であったり、そういったものの手間を減らすということと、コンクリートをなるべく使わないようにするというところに関しては重量も下げられますので、中新田地区は、別に矢越というわけじゃないんですけれども、どこを取っても約14メートルから18メートルぐらいのくいは打たなきゃいけないんですけれども、くいそのものの太さをそんなに太くなく抑えられるというか、重量が軽ければ細いパイルでも耐えられるということもありますので、その辺が一番積算に対しては有利というところと、もう一つ、1町5反、1万5,000平方メートルという敷地の中で、大崎市とか仙台市役所等と違って、いろいろな安全対策ですとか仮設ですとか、人がいっぱい通る歩道があったり、一旦つくって撤去

してまた移してという仮設費というんですけれども、仮のいろいろな工事費がかからないというのが一番の有利かなと思っております。

先ほど入札の心配というのがありました。当然私たちも心配しております。そういったところは、いずれ公告等々になるんですけれども、施工の効率性とかその辺をどんどんPRしていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（味上庄一郎君） 田中草太君。

○1番（田中草太君） なぜこの単価でいけそうかというところの理解がかなりできました。

その上でなんですけれども、ぜひ今お示しいただいている単価を目指して進んでいっていただきたいというところがありますが、この後、実施設計でおおむねの金額が、おおむねというか、ほぼほぼの金額が出てきて、その後、公示の価格という形で決まっていくと思います。

その際、私たち議会であるとか町民にどのような説明の機会と意思決定をしていくプロセスがあるのかお示してください。

○議長（味上庄一郎君） 新庁舎整備室長。

○行政経営推進課長兼新庁舎整備室長（庄司一彦君） これはまだ予算化も何もしているわけじゃなくて、説明の段階というか、途中段階の話でございます。積算段階で了承して、町執行部で決定してスタートするというときには、もちろん全員協議会なり、何よりも、今年度の本予算ではないんですけれども、債務負担行為という承認を得なければ発注の手続に入っていけませんので、その辺で説明というのはしていきたいと思えますし、これまでどおり、タイムリーな形といいますとこれまでも新庁舎建設だよりというのでお示ししてきましたので、その辺できちんとタイムリーに町民の皆様には毎戸配付、回覧等できちんとお示ししていきたいと考えております。

以上です。

○議長（味上庄一郎君） 田中草太君。

○1番（田中草太君） 恐縮なんですけど、もう少し具体的に、逆に年度内で債務負担行為までということを考えると、いつ頃の全協で、いつ頃の議会でというところがあるかなと、そうであるかなと思えますので、答弁をお願いします。

○議長（味上庄一郎君） 新庁舎整備室長。

○行政経営推進課長兼新庁舎整備室長（庄司一彦君） 新庁舎整備室長でございます。

まさに今、積算業務、それに伴って図面の取りまとめ業務というのをやっております。急い

でやるというところで進めておりますので、図面等が仕上がってくるのが、これは町政懇談会でも申し上げましたが、1月上旬ぐらいかなと進めておまして、それから積算の調整等となっていくとそこから1か月ぐらいかかるかなというところがありますので、1日でも1週間でも早く、これは執行部側からいずれそういった開催のお願いはしなきゃないんですけども、本当に1日でも1週間でも幾らかでも早くそういったものをやりたいんですけども、一生懸命頑張っているというところですので、とにかく1月、2月上旬、その辺でやっていけるように頑張っているというところがございます。すいません、そんな答弁で申し訳ございません。

以上です。

○議長（味上庄一郎君） 田中草太君。

○1番（田中草太君） 続いて、財源のところをお伺いしたいなと思います。

先ほど基金のところ、想定している基金というところでは庁舎整備のための基金というところを一部使うというところで教示いただきました。それ以外の財源のところ、これまでの説明だと合併特例債を挙げられていたと理解しております。基金以外の部分で合併特例債をどの程度使う想定があるかお示してください。

○議長（味上庄一郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内海 茂君） 企画財政課でございます。

新庁舎整備に当たりましては、合併特例債と庁舎整備基金の活用ということで、整備基金につきましては先ほどの3.6億円ということで、残りの部分は全て合併特例債の活用を検討しているところです。

○議長（味上庄一郎君） 田中草太君。

○1番（田中草太君） 先ほど町長答弁の中で、実質公債費比率については具体的な数字がなかったかなと考えております。もともと加美町は一番高いときで20%近い時期もあったかなと思うんですが、皆様の努力の結果というか、かなり下がってきているというのが現状と理解しております。借金とはいえ、かなり有利な状況での起債となりますし、借金というもの自体もいわゆるレバレッジが利いた投資ということが出来る制度だと思いますので、私はある程度までは実質公債費比率を許容してもいいのではないかなと、むしろ積極的に活用していくべき制度の一つではないかなと考えております。

実質公債費比率、様々想定を置いていただいて、問題ありませんので、現状の価格でこうなるのではないかというものをお示しただけませんかでしょうか。

○議長（味上庄一郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内海 茂君） 企画財政課です。

新庁舎建設の費用と合併特例債の償還につきましては、償還に伴い、実質公債費比率の上昇は避けられないものと考えております。整備事業に基づく地方債残高の増加により、5年据置き後の起債償還が始まれば、必ず実質公債費比率は上昇してまいります。実質公債費比率が18%を超えますと起債の借入に国の許可が必要となってまいります。町政運営に支障を来すことも想定されますので、そのようなことがないように引き続き行財政改革及び財政健全化の取組の着実な実行、自主財源の確保対策などにより、起債償還の将来財政負担を少しでも軽減できるよう努めてまいりたいと考えております。

ただし、今の段階で何%になるかというところは、今後、庁舎整備費が確定した段階で財政計画を作成して、議会や町民の皆様にご丁寧に説明してまいりたいと考えております。その段階で実質公債費比率は何年度でこれぐらいということをお示しできるかと考えております。

○議長（味上庄一郎君） 田中草太君。

○1番（田中草太君） 先ほど整備室長から、今の事業費で何とかできるようにという形でお言葉をいただいております。その金額の想定で何とか想定いただくのは難しいでしょうか。というのも、先ほど室長のご答弁の中で、実質的に金額が固まってくるというのが2月中旬ぐらいかな、みたいなお話がありました。その際に、私たち議会として、その金額でいくのか、いかないのかみたいな話をする際に数字が整ってないと厳しいよねというところもありますので、現時点での見込みで構いません、様々想定があるとは思いますが、大まかで結構ですので、お示しいただけませんかでしょうか。

○議長（味上庄一郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内海 茂君） 企画財政課でございます。

実質公債費比率の具体的な数字の提示ということでございますが、なかなか、今回の庁舎整備の入札が終わって、整備費全体が確定した段階で財政計画を作成して、その段階ではお示しできるかなと思っておりますが、今回の庁舎整備費のみならず、ほかの合併特例債の償還分も重なってまいりますので、庁舎整備が39億円で固まった段階では、なかなか今の段階で説明するのは難しいかなと思っております。

○議長（味上庄一郎君） 田中草太君。

○1番（田中草太君） とするとなんですけれども、2月、3月にかけて、公示に向けて、議会に債務負担行為をするということを経る時点では、その時点で積算された金額及び公示する直前の金額というところでは実質公債費比率が出てくると。これは議会として意思決定をする上

で必要だなと考えておりまして、その点、確認させてください。

○議長（味上庄一郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内海 茂君） 企画財政課でございます。

先ほど申したとおり、今まで活用してきた合併特例債の償還分も含めて歳出の分はほぼ確定した数字をお示しできると思います。また、歳入に関しては、今回の国勢調査に伴って人口の減少などによって今後普通交付税の算定に影響してくるものがありまして、歳入は幾らぐらいというところをお示しできるか確定ではございませんが、そういう段階になれば……。 （「強いですね」の声あり）

○議長（味上庄一郎君） 暫時休憩いたします。

午前11時46分 休憩

---

午前11時49分 再開

○議長（味上庄一郎君） 休憩を閉じ、再開いたします。

田中草太議員に申し上げます。あくまで仮定、想定 of 答弁は執行部はできないものということもご認識の上で質問を続けていただきたいと思います。

企画財政課長。

○企画財政課長（内海 茂君） 企画財政課でございます。

先ほど議員の仰せのとおり、2月議会に提示できるように計算を行います、確定ではない旨をご了承いただきたいと思います。

○議長（味上庄一郎君） 田中草太君。

○1番（田中草太君） 確定ではないものの、出していただけるというところ、意思決定に必要ですので、ありがたいなというところを感じております。

ちょっと待ってくださいね、地震で飛んでしまいました。

先ほど議長から、想定 of 答弁はできないというお話がありました。一方で、現時点での判断の枠組みというのを決めていくというところは必要かなと考えております。私もこの30億円、30.1億円というところでぜひ進むように引き続き頑張っていたきたいなとは思いますが、市況の変化ですとか想定外の何がしかというところを含めて上振れしてしまうということも想定をしておくべき事項かなと考えております。

上振れした際にできることという大きく3つのパターンがあるかなと考えておりまして、シンプルにかかる分の予算を上げる、2つ目がVE（バリューエンジニアリング）で機能性で

すとか意匠の部分というのをある程度諦めていく、3つ目が面積を含めて縮小する、ないしやめるという3つがあるかなと考えております。

先ほど実質財政比率の想定をお答えいただかなかったんですけれども、現時点で、もし仮に、仮にと言っては駄目ですね、言ってしまいましたが、価格が上振れした場合、どの範囲であれば予算増なのか、VE、縮小なのかというところの判断軸をお持ちでしたらご教示ください。

○議長（味上庄一郎君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 正直、今、想定しておりません。再三再四、新庁舎建設室長もその想定したやつでいかに抑えるかということはこの間努力してまいりました。仮に様々な要因がありまして物価高騰とかで上振れがあった場合は、その時点で考えなきゃいけないことも出てくるかと思っております。

3番目に挙げていただきました「やめる」、これをやってしまったらどうなるでしょうか。例えば現庁舎、本庁舎なんかも考えていただきたいんですが、今も地震が来ました、耐震構造を行っておりますけれども、床と天井はなっておりません。そういったことも考えまして……。

地震です。アラームです。これは津波の情報ですか。

もちろん極端なことがあった場合というのは様々な機能というものを外していくということは考えなくてはいけない局面が来るかもしれないといったようなことかもしれません。

以上です。

○議長（味上庄一郎君） 田中草太君。

○1番（田中草太君） 今のご答弁の中で「やめる」というところはないというところで、このタイミングで建てなければどんどん価格が上がっていくというところもありますし、町長がおっしゃった部分は私もまさにそのとおりだと思いますので、どうにか予算内で抑える、その上で、予算が上振れする要素があったときにはVEをしていくというところで想定をしていくかもしれないというところでいただきましたので、ぜひそのように進めていただければと考えております。

続いてですけれども、落札後の管理のところでお伺いしたいと思います。

庁舎に限らず、全国的に公共建築に限らず多くの建物で、落札、工事が始まってから様々な要因により価格が上がってってしまうということが起きております。このタイプの価格の上がり方というのは、もともと計画していたのと違ったねというところで起きやすい部分でもありますし、かつ町民から理解が得られづらい部分になるかなと考えております。

落札後、価格が大きく変動しないようにどのような策を講じる予定があるかお示してください。

○議長（味上庄一郎君） 新庁舎整備室長。

○行政経営推進課長兼新庁舎整備室長（庄司一彦君） 新庁舎整備室長でございます。

落札後に関しては、今のところ工期的には約21か月を予定というか、そんな考えであります。そういう考えであります。令和9年12月頃を目標に建物の躯体、本体というものを建設していく予定としておりますが、契約に当たりましては、例えば人件費ですとか、普通の何というんですか、共通の資材の単価の上昇も含めて、加工も含めて、加工というのは今どうなのかなどということもありますけれども、そういった変動に対しては工事期間中の年度、令和8年度当初なり令和9年度当初の変動というものは、それは契約条項で変更の対象としますので、それは全国どこの発注でもそうしているというところでございます。

先ほどご提言のありましたVE（バリューエンジニアリング）関係というところで、こういった内容で発注しましたけれども、さらに設計段階とか施工段階で、もっとこうやったら安くなりますよとか様々事業者によっては提案してくるというところもありますので、それも含めてそういったところもいろいろ発注しますので、施工VEという言い方になりますけれども、その辺もいろいろ考えながら、また先ほど申し上げましたとおり、建築住宅センターの建築の専門的な方々の支援もいただきますので、そういった協力も得ながらそういったことも十分考慮してやっていきたいなと思います。ご提言ありがとうございます。

以上です。

○議長（味上庄一郎君） 田中草太君。

○1番（田中草太君） 今のお話があったところで建築住宅センターというのは落札後も入りま  
すか。

○議長（味上庄一郎君） 新庁舎整備室長。

○行政経営推進課長兼新庁舎整備室長（庄司一彦君） 設計段階においても施工中においても、完成まで入るところになります。と申しますのも、当職員の中で1級建築施工管理技士なり、これは1級建築士に該当しますので、そういった資格をお持ちの方はいません。ですから、そういった支援は必ず必要になります。そういったところで、それは必ずしも建築住宅センターじゃなくても民間の一般のコンサルタントでもどこでもよろしいんですけども、今回は調査というところですので、幅広く公共建築に携わっている法人、建築住宅センターの支援をいただきながら進めるというところになります。

以上です。

○議長（味上庄一郎君） 田中草太君。

○1番(田中草太君) 庁舎を建てて、かなり多岐にわたる項目があると考えますので、ある種、第三者的に管理というか、管理、指摘できるような存在があるというのが分かりましたので、その点、ぜひ活用してほしいなという意図がありましたので、安心した部分でもございます。

続いて、お答えできるかはあるんですけども、庁舎で30億円、全体を見ると39億円といった部分があります。町として見れば財政負担ということになりますけれども、実際に受注される企業にとっては売上げといった部分になろうかと考えております。もちろん公共事業ですので、公平性というのが重要だと考えているんですけども、適正な形で地元の企業が参画できるような環境整備というものも地方の公共事業としてはある程度必要かなと考えております。そこら辺の具体的なお話はできないと思いますので、考え方につきましてお示してください。

○議長(味上庄一郎君) 新庁舎整備室長。

○行政経営推進課長兼新庁舎整備室長(庄司一彦君) 最初に、工事の規模なり内容というところで申し上げますと、先ほど申しました1級建築施工管理技士という資格をお持ちの建設事業者であれば、確かに30億円という規模にはなるんですが、そういう方々が配置されていれば、どの事業者でも可能というところで、ただ工事監督するに当たっては、電気、機械等々もありますので、複数の監督をされる立場の方が必要となりますが、そういったのをもちの事業者であれば、そういった30億円という規模でも十分対応可能と感じております。

私からは以上です。

○議長(味上庄一郎君) 副町長。

○副町長(千葉伸君) 田中議員からのご質問は、地元の企業でもいろいろな建設に関わって地域産業を振興できる余地があるのではないかなという趣旨もあったと思うんですけども、今ここでどういう契約方式にするかというのは当然お話しできないことですが、地元優先、地元の企業にも、大きな事業ですから、振興のためにどのように振り分けるのか、また結果として高い入札額になっては元も子もございませんので、どういうのが最適かというのを役場の内部で検討しておりまして、そういうのを含めて入札の公告をしていきたいと思しますので、今日のところはそういうところでご了承いただければと思います。

○議長(味上庄一郎君) 田中草太君。

○1番(田中草太君) 現時点でお話しいただける最大をお話しただけだと感じております。

最後に、町長に、庁舎建設にかかって意気込みを伺いたいなというところと、もし現時点でお考えがあればなんですけれども、実質公債費比率、町長として、庁舎建設にかかわらずで問題ありませんので、何%ぐらいまでだったら適切な借金としてお考えかというところがあれば

お伺いしたいなと思います。

○議長（味上庄一郎君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ありがとうございます。

とにかく庁舎建設というのは、合併以降、二十数年間動かなかったことです。先ほどから室長も答えているかと思うんですけども、かなりタイトになっているということ、それはなぜかといいますと合併特例債の期限が令和10年に迫っているといった中で、限界点いっぱいこれに間に合わせるようにやっているといったようなことですから、まずはしっかりと、庁舎に関しましては、そのスケジュールも含めまして、町民の皆様のサービス向上につながるようなこと、それは職員の働く環境にもよります。まずはしっかりとその辺のスケジュール感というものを間に合わせていかなきゃいけないといったようなことが大きな点になるかと思っております。

先ほどから実質公債費比率に随分ご関心が高いようでございますけれども、8%というのは近隣を見渡してもかなり低いほうで頑張っているのがこの町でございます。受益者負担ということがありますので、庁舎は何もいつかの1年2年のものではございません。今の建築ですと、もしかしたら向こう七、八十年にわたって使うことになるかということをお考えますと、確かにいつかその数値が上がることもあるやもしれません。先ほど企画財政課長から、18%以上だとうまくないことがありますよといったようなことがありましたが、実はそこまで行くような想定はすることもないかなと、私は皮算用で思っているところでございます。

いずれにしましても、しっかりと建設に向けて実施設計を終わらせて、先ほど言いましたとおり、きちんと入札の準備をしてといったところになってきますので、よろしく願いさせていただくとともに、確かに物価高等のこともありますが、この動かなかった間に物価は倍以上、3倍ぐらいになっているかと思っております。さらに、合併特例債終了後に庁舎ということは私はこの町は無理だと思っておりますので、しっかりと今決めることとということをしつかりと決めていかないと、正直なことを言って後世に禍根を残すことになるかと思っておりますので、その辺はしっかりと私自身の責務としてやっていきたいと思っております。

○議長（味上庄一郎君） 田中草太君。

○1番（田中草太君） 庁舎建設は待ったなしというところ、私もその認識でございますので、ぜひやり切っていただくとともに、町長のお言葉にもありましたが、禍根の残らないような、価格を抑えていくというところと併せてやっていければと考えております。

恐らく2月、実際の予算の確定に向けて、議会もばたばたと一気に動くという形になります

ので、しっかりついていきつつ議論をして決められればと思っております。

以上で私からの質問を終わらせていただきます。

○議長（味上庄一郎君） 以上をもちまして、1番田中草太君の一般質問は終了いたしました。

昼食のため暫時休憩いたします。午後1時まで。

午後0時06分 休憩

---

午後1時00分 再開

○議長（味上庄一郎君） 休憩を閉じ、再開いたします。

通告11番、9番木村哲夫君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔9番 木村哲夫君 登壇〕

○9番（木村哲夫君） それでは、一般質問最後になりました。

町長もお疲れだと思いますが、よろしくお願いします。

通告どおり2件行います。

まず1件目、空家等対策について。

（1）加美町空家等対策協議会の概要について伺います。

- ・空家等対策協議会の構成、役割。
- ・空き家の現状、対策。
- ・空家等対策計画の更新、適正管理及び活用促進条例策定の進捗状況について。

（2）空家等対策の官民連携について。

空家等対策の推進に係る特別措置法の改正に伴い、新たに空家等管理活用支援法人制度が設立されました。行政だけでは大変な空家等対策を一般社団法人などの民間団体と連携し取り組んでいく考えはないか。

（3）空き家等を宿泊などの観光や災害時の仮設住宅などへ活用はできないものか。

（4）所有者不明土地等の状況と管理について。

以上、お願いいたします。

○議長（味上庄一郎君） 町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） それでは、午後からも皆様どうぞよろしくお願いたします。

木村議員からは、空き家対策に関しまして数点のご質問をいただきました。

私も、就任以降、空き家のことを考えておるわけがございますけれども、特に午前中も今野

議員からご質問がありました熊のことも含めまして、大変難しく、なおかつしっかりと解決策を取っていかねばいけない大きな問題であるかなと認識しております。

その中におきまして、一つ一つご質問に答えさせていただきたいと思っております。

まず1点目、加美町空家等対策協議会の概要についてといった問いにお答えさせていただきます。

現在、町では、平成29年3月に策定した加美町空家等対策計画の見直しを行うため、10月28日に加美町空家等対策協議会を設置し、第2期加美町空家等対策計画の策定に向けた協議をしていただいております。

この協議会を構成する委員は、町のほか、加美町区長会、加美町民生委員児童委員協議会、宮城県司法書士会、宮城県土地家屋調査士会、一般社団法人宮城県建築士会、公益社団法人宮城県宅地建物取引業協会、加美町建親会、加美警察署、加美消防署より委員を選出していただき、それぞれ専門的な見地からご意見をいただいております。

空家等対策計画を見直すに当たり、町内の空き家数や現状を把握するため、行政区長の皆様にご協力をいただき、空家等実態調査を実施しました。今回の調査で行政区長の皆様からご報告をいただいた空き家と思われる物件の数は613となっており、現在報告のあった物件の現地調査等を行っております。この613件について、所有者等にアンケート調査を行い、その調査結果を第2期加美町空家等対策計画に反映することとしております。

現在取り組んでいる具体的な空き家対策については、空き家相談会等の開催による予防・適正管理の推進と空き家バンク運営による利活用の推進に重点的に取り組むことで、特定空家等の増加を未然に防ぐことにつながると考えております。

今回、加美町空家等対策計画の改定に際し、加美町空家等の適正管理及び活用促進に関する条例を新たに制定するため、検討を進めております。空家等対策計画の見直し及び適正管理及び活用促進条例の策定については、どちらも加美町空家等対策協議会で議論していただいている最中でございます。今後、第2期加美町空家等対策計画及び加美町空家等の適正管理及び活用促進に関する条例の素案がまとまりましたら、総務産業常任委員会、議会全員協議会に説明し、パブリックコメントで広くご意見をいただいた上で来年3月議会に上程したいと考えております。

次に、2点目の空家等対策の官民連携についてお答えさせていただきます。

令和5年12月の空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、市町村長は、空き家等の管理や活用に取り組むNPO法人や一般社団法人等を空家等管理活用支援法人に指定し、連

携して空き家対策に取り組むことができるようになりました。

この支援法人は、空き家等の所有者とその他空き家等の管理または活用しようとする者に対する情報提供や自治体からの委託に基づいた所有者探索等の業務を行うことができるようになりました。現状では、空き家対策を進めていく上で、空き家担当部署のマンパワー不足、専門的知識の不足が課題となっていることもあり、今後、空家等管理活用支援法人の活用など、民間団体との連携について積極的に検討していきたいと考えております。

3点目の空き家等を観光や災害時の仮設住宅などへの活用についての問いにお答えさせていただきます。

空き家等を宿泊施設として利活用することについては、加美町においても活用事例がある中、全国的に見ても観光や商店街の活性化に向け、チャレンジショップやゲストハウスに活用している事例がございます。

商店街にある空き家や農山村地域の空き家を活用することは、商工・観光分野の活性化に向け、今後も必要なことと考えておりますが、一方で、改修工事や地域の環境の変化など、所有者との合意形成や周辺住民の同意を意識しながら、特に観光地化を目指す商店街において、地域おこし協力隊や商店街活性化委員会の協力の下、チャレンジショップや商店街の核となる施設への利活用を検討していきたいと考えております。今のは中新田商店街をイメージして。

次に、災害時の仮設住宅などへの活用についてですが、災害救助法に基づく応急仮設住宅の種類には、主に県や市町村により整備される建設型応急住宅のプレハブ仮設住宅と民間賃貸住宅を活用した賃貸型応急住宅のみなし仮設住宅がございます。

宮城県では、応急仮設住宅としての賃貸住宅の借上げを円滑に行うために、関係団体と災害時における民間賃貸住宅の提供等について協定を締結し、県は借り上げた物件を被災者に賃貸型応急住宅として用意しております。

空き家を災害時の応急仮設住宅として提供するためには、空き家所有者が事前に物件の管理を管理業者に委託し、災害時にどのように活用するかをあらかじめ決めておく必要があります。このような手続を行い、事前に登録された物件はみなし仮設住宅として活用することが可能となっております。

いずれにしても、空き家等を観光または災害時の仮設住宅などへ活用する場合には、空き家等の相続及び建物の登記等の手続が整っていることが条件となることから、利活用につなげるための支援体制は強化していく必要があると考えております。

4点目の所有者不明土地等の状況と管理についてお答えさせていただきます。

町に寄せられた空き家等に関する相談、苦情については、まず現地の状況を確認した後、所有者等の調査を行い、所有者等に対して空き家等の現状を知らせるため、現状の写真と改善が必要な内容を文書で通知し、適正管理を促しております。適正管理の通知に当たっては、不動産登記簿や固定資産税の情報を基に、所有者等の確認を行いながら行っております。

しかしながら、相続登記がされず、固定資産税も課税されていない空き家等については、適正管理の通知等ができない状況がございます。この所有者不明土地については、全国的に増加傾向にあり、社会問題となっているため、令和6年4月から相続登記の申請が義務化され、所有者不明土地の発生を抑制するための新たな制度がスタートしております。

町としても、相続登記の義務化などについて、ホームページや広報紙への掲載、空き家等の所有者に対するチラシ送付のほか、空き家相談会での周知を徹底するとともに、専門的な知識を有する関係団体等と連携を図りながら、所有者不明土地等の抑制と解消に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず町内の空き家の傾向、県内や全国との比較を見た上で、その要因について、分析してある範囲で結構ですので、お答えいただければと思います。

○議長（味上庄一郎） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君） ひと・しごと推進課長です。どうぞよろしくお願いたします。

今のご質問いただきました町内の空き家の状況ということでございます。

全国的な統計の状況あるいは県内の統計の状況との比較ということになりますと、総務省で行っております住宅・土地統計調査、恐らくこちらの数字が全国的に公表されている数字になるかと思っております。

まず宮城県の空き家の状況をお話しさせていただきますと、県内の住宅総数が令和5年の状況といたしまして112万9,200戸、このうち空き家としてカウントされておりますのが14万300戸、率にしまして4.6%になってございます。この統計上、同じように加美町の状況を申し上げますと、住宅の総数が8,600戸、このうち空き家と思われる数が1,340戸、15.1%と記載されております。ただし、この空き家の総数の中には賃貸物件あるいは売却物件、二次的住宅、そういった活用のされ方をしているもので空いているもの、要は住んでいらっやらない物件が

あるところに関してはそれらも含んだ形になっておりまして、純然たる、それら二次的利用の目的のための空き家を除きますと820戸、率として9.2%という形で示されております。こちらの数字に関しましては、平成20年が6.3%、平成30年が8.4%、令和5年が9.2%と上昇傾向にある内容になろうかと思えます。

ただし、この数字につきましては決して全数調査ではないというところをまずご理解をいただければと。町内の特定のエリア内の空き家の状況から加美町全体を推測する、そういった統計の手法になっておるようでございます。

以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） ありがとうございます。

こちらでざっと調べますと、課長からお話があったような感じなんですが、全国的には13.8%ぐらいでずっと続いているんですが、加美町が若干増え加減といいますか、増加傾向にあるということを調べておりました。

次に、空き家に関する法改正を受けての対応なんですけれども、先ほど町長答弁にもありましたように、2023年、管理不全空家が規定され、昨年、2024年は相続登記の義務化、固定資産税、空家等対策の支援と、2025年は緊急代執行制度の導入や建築基準法、宅建業法の改正というのがございました。これによって空き家の改善、管理もなかなか大変な状況になってきているということが言えます。この法改正によって、今までとどの辺が変わったのか、簡単で結構ですので、説明いただければと思います。

○議長（味上庄一郎） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君） ひと・しごと推進課長です。

簡単にというところでしたのであれですが、木村議員からお話があったような内容で基本的に改正になっているようなところがあるんですけれども、これまで空き家担当部署として関わってきた当課としてお話をさせていただきますと、加美町の空き家の現状といたしましては、確かに増える傾向にあることは間違いないと理解しております。ただし、早い段階でその利活用が臨むような形で次のステップに進むと決してそれが回らない世の中ではない、そういった社会的な状況もあるのかなと理解はしております。

その中で、一番問題視しておりますのが、相続等の登記が済んでいない、空き家の中の片づけがまだ済んでいないとか、そういった状況が多く見られる状況かと思えます。利活用を推進する上で、相続登記あるいは建物等の登記がされていない、この2つの条件をクリアできない

と利活用という形の次のステップに進めないというところがありますので、令和6年4月からの相続登記の義務化、こういったところは、本来の空き家の利活用、あるいは空き家が増える要因の一つの大きなところではないかというところで国が制度設計をしていただいた。そういったところに関しては、町が空き家対策を進める上で力強い内容になっているのかと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（味上庄一郎君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） ありがとうございます。

まず管理不全空家については、新たに設けられて、要するに特定空家になる前にできるだけ早くやるということと、固定資産税が最大6倍に増税されるという説明がありました。

実は、私個人として、父親から引き継いだといいますか、空き家と称するものがありまして、来年、解体や改修を予定しておりますけれども、そこで固定資産税を私の場合ということで計算しました。まず固定資産税の出し方なんですけれども、地価公示価格、要するに路線価に面積を掛けて、それに7掛けといいますか、70%、さらに住宅の場合は200平米まで6分の1、それを超えると3分の1ということに税率1.4%を掛けるということで、税務課長、よろしいでしょうか。

○議長（味上庄一郎君） 税務課長。

○税務課長（猪股良幸君） おっしゃるとおりでございます。よろしく申し上げます。

○議長（味上庄一郎君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） ありがとうございます。

それでいきますと、現段階で固定資産税としてお支払いしている額と全く更地にした場合では、私の場合ですと土地が600平米ぐらいだったので、家を全くなくした場合には現在の1.3倍ぐらいです。土地のみですと3.6倍ですが、一部残してやった場合は1.6倍ということで、町民の皆さんといいますか、よく6倍になる、6倍になるという話があるんですが、実は個人個人の状況によって変わるということで、ぜひその辺は今後相談をいただいた方にはきちんと、あなたの住宅は今こうですけれども、解体するとこのぐらい増えますよということを説明していただけるといいのかなと。そうでないと何でもかんでも6倍になるという意識が強いので、そうすると解体に進まないというようなことになる感じであります。この辺をぜひ相談に来た場合にお話ししていただけるとありがたいなと思います。

次に、空き家の問題をみんなで考えるということが大事かなと思っておりました。情報の提供や啓発、相談、支援をする中で、情報提供として全国版の空き家バンクにぜひ登録していた

だきたいなど。これは最後に町長にお話をさせていただきますが、宮城県内でも14自治体ほど登録しております、その自治体は省きますけれども。

さらに、支援策として補助金をいろいろな形を出している事例があります。加美町の場合はリフォーム関係、これはどこの町でもやっておりますが、解体の補助については条件によっていろいろですが、大崎市、丸森町、仙台市、山形県の中山町など、あと先ほどお話あった家財の処分、これは大和町、大郷町、山元町、丸森町、中山町など、そういった支援をしている部分もあります。

ぜひ全国の空き家バンクに登録していただいて、加美町にもこういうところがあるというのをアピールすべきではないかと思いますが、この辺について答弁いただければと思います。

○議長（味上庄一郎） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君） ひと・しごと推進課長です。

当課といたしましても、全国版の空き家バンクの掲載につきましては情報を入手しながら既に検討をさせていただいております。全国版の利用に関しましては、決して多額の費用がかかるというものではございません。確かに掲載をして、見ていただく範囲を全国に広げるところでは活用するすべの一つとして、ツールとして活用できるような内容なのかなとも考えております。

しかしながら、町といたしましては、独自の空き家バンクとしてのホームページを作成させていただいておりますけれども、実は掲載内容を全国版に簡単にリンクさせるだけという形だとなかなかヒットしなくなるという不具合がございまして、載せるとしたら全く同じような内容の1件1件の案件をまたそちらに構成をし直すという一手間、二手間をかけた上で掲載をする必要があると。そういったところの費用対効果というところを検証させていただいているという状況でございます。なので、その辺を、町のバンクへの登録の仕方と全国版への登録の仕方を効率的に行えるような方法を検討させていただいておりますので、そういったところをクリアした上で、全国版に関してはぜひ活用していきたいと当課でも考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（味上庄一郎君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 次に、官民連携についてなんですけれども、空家等管理活用法人ということで、先ほど町長からも説明いただいたように、なかなか行政だけでは大変だということを民間の力も借りながら進めていくということで、国交省からもそういった説明があり、特に所有者の探索、要するに所有者を市町村と情報を共有しながら探していくとか、そういったこ

ともかなりできるようになってまいりました。

宮城県でも、令和6年、令和7年の計画として、空家等管理活用法人の指定に関する情報共有ということで積極的に取り組むような姿勢になっておりますし、ただ、ちょうど1年前の国交省の統計ですとこういった法人を市町村の指定管理にしたところということで全国39市町村となっておりますが、実はもっともって増えておりまして、宮城県でも仙台市、大崎市、大郷町、富谷町などは自治体と連携をしております。また、民間団体として設立もしくは計画しているところは、塩竈市、川崎町、大和町など、どんどんどんどん広がっておりますので、ぜひこの辺は積極的に、先ほど積極的に行うという答弁もありましたけれども、やっていただきたいなと思います。

さらに、空き家の管理サポートということで、これは富谷市の場合なんですけど、シルバー人材センターを活用して空き家の管理なども行っている例もございます。

この辺について、町長、ご所見があればお願いします。

○議長（味上庄一郎君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ありがとうございます。

以前、空き家のことが議会で話題になったときも私が答弁させていただいたかもしれませんが、今現在ですと担当の職員が2人、実質1人でやっているといったような状況ということでございます。

行政だけの力で行うには、私自身が見させていただいても限界を超えているといったようなことで、空き家一つ一つに対応していきなさいけませんので、その実情ということになりますと先ほど出ていました登記の問題であったりから法的なことであったりとか、建物自体の残存価値であったり様々な、または税に関することといったようなことですので、今回の協議会でもそうでございますけれども、多様な民間も含めた皆様のお力をいただきながら解決していくということしか方向性としてはないのかなと思っておりますので、繰り返しになるかもしれませんが、民間の方々とどういった協力体制ができるのかということをお早急に検討していきなさいけないと考えております。

○議長（味上庄一郎君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） さらに、空き家の活用ということで、先ほど観光云々という話もしましたが、加美町は宿泊施設が足りないということがありまして、古民家などを再生して宿泊や、加美町で伝統的にやっているグリーンツーリズムの宿泊等、こういったものに活用したり、あと先ほど答弁あったようにチャレンジショップだったり宿泊体験施設、こういったことにも活

用してはどうかと思っております。

そこでご紹介したいのが、農地つき空き家として全国版空き家バンクに登録して移住促進をやっている例をご紹介します。これは国土交通省が平成30年に策定して、令和6年に改定しているものです。非常に興味深いので、こちらをご紹介しますと5つの取組事例があります。

まず兵庫県の宍粟市では、こちらは平成28年から令和5年までの統計なので、59件、移住をされました。セカンドライフとかシニア世代が中心のようです。2件目は兵庫県の佐用町です、こちらは38件、家庭菜園などを楽しむ方。3件目は島根県の雲南市、こちらは48件、セカンドライフとミドル・シニア世代。大分県の豊後高田市、こちらは16件、市外から移住されてきた方。大分県の竹田市、こちらは6件なんですが、これは新規就農者向けの移住ということで、最後にご紹介しますが、加美町でも農地つき空き家の活用が必要ではないかなと思えますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（味上庄一郎君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 今のお話を伺っていて、大変面白いですね、何か様々な部分で。

実は、偶然なんですけれども、最近相談を受けたのが、農地、畑つきの空いているところが小野田辺りにありませんかと。そういったニーズというのはあるのかもしれないですね。大変参考になります。勉強させてください。ありがとうございます。

○議長（味上庄一郎君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 時間がどんどん過ぎていきますので、次に、所有者不明土地管理制度の活用ということで、所有者が不明な土地や建物について、利害関係人が裁判所に申し立てて、裁判所が選任する管理人（所有者不明土地管理人）が適切な管理や処分を行うための制度ということで、2023年4月から施行されております。こういったことは土地の管理に関しても強制的に行える制度のようであります。この辺の活用も今後必要なのかなと思っております。

例えば、令和7年11月13日、北海道、東北地方の知事会で国に要望書を出しております。先ほど熊の問題もありましたが、これは熊の問題にかかってですけれども、放任果樹の伐採に係る制度ということで、人の日常生活圏への緊急的な侵入抑制対策として、熊類を誘引するおそれのある放任果樹の伐採について、所有者不明土地管理制度などの弾力的な運用について検討していただきたいとあります。

さらに、熊の問題から調べていきますと、2つの自治体に直接お電話して聞きました。1件目は京都府綾部市、あともう1件は栃木県佐野市なんですが、ほぼ同じ内容です。熊対策として集落内の放任果樹の伐採を補助しますということで、行政区単位といいますか、自治会単位

で申し込む、そして補助金を出すんですけれども、その中にこのようにあります。「木の所有者が不明な場合はどうすればいいですか」「伐採に係るトラブルがないよう自治会の責任の下で実施してください」ということで、直接担当の方にお話ししました。基本的には同意が必要なのですが、町、市は関係ないよと、自治会の中で責任を持ってやるんだったらいいですよというような内容でした。原則的に同意が必要だとは書いてありますが、こういった運用もされておりまして。それで実際にどうなんですかと聞きましたら、佐野市ではそんなに市街地に熊が出てこないの、まだ一回も使っていませんという話でした。この辺いかがでしょうか。

○議長（味上庄一郎君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 原理原則というものがあるのは私も承知しておりますけれども、今の事例で言いますと、実際に西小野田地区であった事例は、私も直接関わったものですからあれなんですけれども、熊が来ていた柿の木、そこは空き家、そして連絡がつかない。もちろんしばらくの間ということであるわけですが、どうしようもないというのがこれまでもありました。

同意ということが必要としながらも、今のような弾力的な運用ということの事例をご紹介いただきましたので、心にとどめさせていただいて、検討の一つの材料とさせていただければと思います。

○議長（味上庄一郎君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 最後にまた空き家に関わってお話ししますが、取りあえず2つ目の博物館について質問に移りたいと思います。

教育委員会が平成29年3月に加美町の新博物館の在り方に関する教育委員会の基本的な考え方をまとめて、町長に送付いたしました。また、令和7年5月には第三次加美町生涯学習計画が策定されました。その件について2点伺います。

1点目、博物館整備の進捗状況。

2点目、加美町には貴重な文化遺産があり、教育や観光に大いに活用できると思いますが、その見解について伺います。

○議長（味上庄一郎君） 教育長。

〔教育長 鎌田 稔君 登壇〕

○教育長（鎌田 稔君） よろしく申し上げます。

木村議員から大綱2問目として、博物館整備についてご質問をいただきましたので、ご回答させていただきます。

1つ目の博物館整備の進捗状況につきましては、これまで加美町総合計画に基づき、施設の

老朽化や保存環境の悪化が著しい4つの博物館の閉館作業と移転作業を実施してまいりました。

事業を進めるに当たり、平成29年度に社会教育委員会の提言を受け、教育委員会がまとめた加美町の新博物館の在り方に関する教育委員会の基本的な考え方において、将来、次代を担う子どもたちが町の歴史や文化、産業などを学習する統合博物館の建設案が示されております。

しかしながら、財政状況を鑑みますと新博物館の新設は難しいと考えております。また、博物館という名称で地方自治体が整備することは非常にハードルが高く、宮城県内を見ても町独自の博物館を運営しているところはありません。

今後、本町では、郷土史料館や歴史資料館をイメージして積極的に検討してまいりたいと考えております。整備場所についても、加美町公有財産利活用検討委員会で協議していく予定ですが、候補地案が選定されましたら議会や町民の皆様へ報告し、ご意見をいただきながら整備計画を進めてまいりたいと考えております。

2問目の加美町には貴重な文化遺産があり、教育や観光に大いに活用できると思うが、見解はについてお答えします。

なお、観光の観点は、後ほど町長が答弁いたします。

現在、教育面の活用において、町内各小学校において出前授業を実施しており、町内の遺跡から出土した土器などを用いて学区内の文化財の解説をして、地域の文化財について興味を持ってもらえるような授業を実施しております。

また、切込焼記念館においても、町内小学校の総合学習の授業受入れを実施し、企画展を実施するなどして加美町文化財の普及啓発を行っております。さらに、児童だけではなく、一般町民向けの文化財に関する展示会や解説会も実施しており、加美町の文化財を周知する機会を設けるよう努めております。

以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 町長。

○町長（石山敬貴君） それでは、私からは観光への活用の観点でお答えさせていただきます。

観光面におきましては、年間を通じ、伝統文化を通じた来町者は多く、初午まつり「火伏せの虎舞」においては、県指定文化財の虎舞の日に合わせ、商店街で商工会春まつりと同時開催するなど、活性化に向け、連携を図らせていただいております。

令和6年度には切込焼記念館と陶芸の里ゆ〜らんどがタイアップし、記念館入館券と温泉入浴券のセット販売を行うなど、協力連携を取らせていただいております。

今後、加美町文化遺産展示などに伴う博物館が整備された際にも今までと同様に観光施設群

と連携を図り、相乗効果が期待できるものと考えております。

このように、現在も教育面や観光面におきましても文化財を活用しておりますが、さらに活用できるよう努めていきたいと考えております。

○議長（味上庄一郎君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） それでは、再質問をさせていただきますが、先ほど教育長からお話があった在り方の基本的な考え方という資料の中をちょっと朗読させていただきます。

加美町の新博物館整備の意義についてです。

「町における新博物館は、町民の誰もがそれぞれ興味や関心、ニーズなどに応じて幅広く活用し、新博物館活動の参画に合流することにより、町の魅力と活力を高め、内外に発信するための役割を担う人材育成の場となり、また未来を担う子どもたちに、町の自然と歴史、文化に親しみ、体験することができる機会を提供し、世代を超えた交流ができる場としても積極的な役割を果たすことが必要になります。以上のことから、新博物館の整備は加美町の未来をつくるための投資とすることができます」と書いてございます。

また、総合計画の中には、前回の総合計画と今回もほぼ似ておりますけれども、文化財、伝統文化の保護・継承の中に「総合的な博物館などの施設の整備と運用が必要となっています」と、そして具体的に既存文化財関係の統廃合を含めた新博物館の検討の中に「地域の歴史民俗資料の保存・展示や学習の場を整備する」となっております。

このように記載されておまして、さらに基本的な考え方の中に、どのような形がいいかということで幾つかあった中で、これは割愛しますけれども、それと建設の時期というのが書いてございました。「短期的将来として、3年以内をめどに収蔵・保管庫をメインとした小展示室を併設した施設を建設するべきであると考えます。また、長期的将来としては、今後10年以内に総合博物館を建設することを目標とします」とございます。既にこの時期から10年近くたっておりますが、この辺検討されてきたのかどうか、お願いします。

○議長（味上庄一郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木 功君） 生涯学習課長でございます。よろしく願いいたします。

ただいまいたしました、平成29年3月に教育委員会がまとめました新博物館の在り方に関する基本的な考え方ということで、長いスパンで見ますと10年の間に新しい博物館を建設すると書いてあったわけですが、その際には施設の統廃合とか具体的な内容までは進んでこなかった関係で、財政的な課題と場所の問題もあったと私は考えて、なかなか進んでこなかったのかなと考えております。

以上です。

○議長（味上庄一郎君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） さらに指摘されているのが学芸員等必要なスタッフの体制構築の方策ということで、要するに学芸員が足りないということとか、その当時の学芸員がだんだん年を重ねていくわけですが、その後の引継ぎとかそういったことに対する懸念もありました。それと学芸員が本来の仕事をするための適正な人事配置をお願いしますとあります。

この学芸員の人数、配置について、ご所見をいただきたいと思います。

○議長（味上庄一郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木 功君） 生涯学習課長でございます。

学芸員のご質問をいただきましたけれども、平成29年のあたりには学芸員は今の学芸員プラス3人、4人ぐらいいらっしやったと思います。退職とかそういう形で今は少なくなってきております。

生涯学習課とふるさと陶芸館のことを申し上げさせていただきますと、生涯学習課に学芸員2名いらっしやいます。ふるさと陶芸館に再任用の方が1名ということで、3名いらっしやるわけですが、ただ、先ほど言われたように学芸員もだんだん年数を重ねていけば課での立場も変わってくるということになります。そうなってくると、今いるもう1人の学芸員に少しずつ負担が多くなっていくのかなと感じております。再任用の方も頑張ってもらっておりますけれども、いつお辞めになるかも分からないという状況で、学芸員の養成についてはしていかなきゃいけないと認識しておるところでございます。

以上です。

○議長（味上庄一郎君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 学芸員の資格を持っていて、ほかの部署で仕事をされているという方はいらっしやるのか、いないのか。

○議長（味上庄一郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木 功君） 私が把握している方については、ほかの部署に2人いらっしやると思います。

以上です。

○議長（味上庄一郎君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） そういった方の活用といいますか、意思の確認ももちろん必要だと思いますけれども、もしやっていただければ、専属でないまでも関わっていただくという

ことはできるのかどうか、教育長、お願いします。

○議長（味上庄一郎君） 教育長。

○教育長（鎌田 稔君） 議員からもありましたけれども、本人の意思も確認しながら、確かに学芸員が不足しているのは間違いないので、その辺、意思を確認しながら今後検討していきたいと思います。

○議長（味上庄一郎君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） それで、2つ目の加美町の貴重な遺産ということで、先日、11月30日に只野真葛の没後200年記念講演会がありました。多くの方が、約100名弱ですけれども、公民館のホールがいっぱいになりました。それで受付の方にお伺いしたら4割ぐらいが町外の方ということで、こういった歴史的な人物だったり、要するに遺産といいますか、そういったものに関しては観光価値もありますし、大事ではないかなと思っております。

旧3町の調書をばらばらと見ただけでも、いろいろな方、いろいろな遺産があるんだなという感じがしております。例えば、偉人としては横尾東作さんですか、東洋のコロンブス、下新田村出身のようです。こういった方とか、芦東山、「無刑録」ということで、宮崎に幽閉になっている間、そういったものをつくったりとか、遺跡としては東山官衙遺跡、これは多賀城との関係でいくと非常に重要なものだと思いますし、また県で調査をしている早風遺跡ですか、それと宮崎には古墳群がかなりあるんですね。

こういったものも町の財産として、何というんでしょうね、新しい建物を建ててじゃなくて、公共施設の個別計画でこれからどんどん廃止していく中でも使える施設はあるんだと思います。そういったものを活用しながら、ぜひ町民の方だけじゃなく、外からの方も興味があると思いますので、そういった方々にも見ていただけるような、先ほど博物館というのはなかなか厳しいと、資料館とかそういったことならということで、この辺、町長、いかがでしょうか。

○議長（味上庄一郎君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ありがとうございます。

私も、一昨年かな、とにかく、旧宮崎中学校に保管されている、いわゆる遺物ですよ、生涯学習課の吉田補佐に案内いただきながら説明いただきながら見させていただきました。その数たるや、大変びっくりしましたし、さらに縄文時代の土器から弥生時代の土器、または奈良朝時代の勾玉であったりと、あそこにしまっておくといいですか、もっと言いますと、ぶん投げられておくにはもったいなさ過ぎるものもございます。また、生涯学習課で保管していますけれども、奥山家に送られた政宗の直筆の古文書であったりとか。

いずれにしましても、町の観光、教育という意味で、それを一堂に、私たち加美町の歴史を知る場面というのは全くありません。これから公共の建物が空いてまいりますので、どこがいいのかということをお話しながら、必ず資料館等のもの、また博物館様のものを整備して町民の皆様に見ていただくこと、加えて、まさに観光資源になり得ることだと思っております。そのような歴史、観光、何でしょうか、歴史のことを知る方々、ある意味、観光ボランティアのような方々の人材育成も含めてやっていければと考えております。

○議長（味上庄一郎君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） それでは、時間が迫ってまいりました。

最後に、まとめ的なことで質問させていただきます。

今回の一般質問は、空き家対策、博物館整備をテーマにしてまちづくりについて考えたいと思っておりました。博物館などを整備して、資料館と申しますか、町の歴史などを知ることで、郷土愛を育み、Uターンにつなげたり、観光交流人口の増加に結びつけられるのではないかなど。それで交流人口が増加しますと宿泊施設が必要となり、活用できる古民家を再生して、空き家対策につながると。

さらに、ここからです、町長、加美町の魅力は何かなど考えました。私としては自然、特に生命の源である水だと思っておりました。この水を使って、町長が昨日、おおといとお話していたオーガニックビレッジ構想を今年立ち上げております。まさにこれから町の西部地区はどんどん空き家が増えます。その空き家を先ほどの全国版の空き家バンクに登録していただき、オーガニックの農業をやりませんか、農地つき空き家に移住して、そこでオーガニックの農業体験と申しますか、やっていながら、それをですね、移住していただいて有機農業に参加していただいた方が、米や野菜、さらに酒米など作れないかなど。農業は素人なのであれですが、これだけ酒蔵が3つある中で、まして世界農業遺産の奥座敷と申しますか、まさに水の源流である加美町で作ったお米から、酒米から日本酒を造るなど、こういったことを行う。さらに、その食材を学校給食に、これは前も提案しておりますが、学校給食に提供すれば、オーガニックに興味のある子育て世代の移住も期待できるのではないかなとも感じております。

さらに、これから台湾との交流をしていく中で、地元の有機酒米を使った日本酒や世界農業遺産の米、さらに米粉などを台湾に輸出、そして農家の所得を上げると。農家の所得が上がらないと商店街の活性化にはなかなかつながらないと思っております。まずは住んでいる特に農家の方々の生活がよくなると申しますか、所得が上がることによって町内の商店街での購買意欲も上がってくるんだと思っております。それが町長が掲げるオーガニックビレッジ構想であり、中新田

商店街の活性化等、そういったものにもつながっていくのではないかと思います。

これはぜひ、空き家というキーワードから、全国からこの町に来て、多分ここでしかできないと思います。これだけきれいな水と農地があって、これこそ加美町が誇れる資源じゃないかなと思います。町長、いかがでしょうか。

○議長（味上庄一郎君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 大変興味深いというよりも、ストーリーとして完璧だなと感じました。ただ、空き家という観点と、先ほど紹介いただきました農地つきの空き家でこれだけ人が集まっているというのは初めて聞きました。

そもそも、私は、オーガニックビレッジ宣言にはいろいろな意味があってこれから推進していきたいと思っているわけなんです、その大きな点というのは、昨日も三浦議員の質問に答えさせていただきましたが、人口が減少する西部地区をいかに守っていくか、もう一回活性化させることができるかという観点でございますので、少し長期スパンのことになるかもしれませんが、今のイメージで私自身も想像を膨らませてやっていければと思いました。

ありがとうございます。

○議長（味上庄一郎君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 空き家の問題は、完全に空き家になったものの処分と、これから空き家になるものを町民の方々と話し合いながら、例えば西部地区にご高齢の方だけが住んでいる立派なおうちもいっぱいあります。そこを継いでくれる人だったり、なかなか管理ができないと。そういったところに空き家になる前から様々な相談をしていくことによって空き家の防止となり、それを観光資源だったり、町のにぎわい、移住のキーワードにしていくというのは、加美町だからできるというか、そういったことにつながると思いますので、ぜひ、町長の来年の施政方針の中にぜひこういったものも考えていただけると、教育長が前にお話ししたように、大谷翔平さんの話は夢を持つというか、夢を持ってまちづくりをしていくためには、空き家というマイナスのものをプラスに変えていくためには、私はこういったことが必要ではないかなと感じておりますので、ぜひご検討いただければと思います。

最後に、町長、よろしくお願いします。

○議長（味上庄一郎君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ありがとうございます。

来年の施政方針、幾つかテーマを出しておりますけれども、空き家は大きなキーワードでございました。恐らく職員もみんな聞いてくださって、それに肉づけしたようなアイデアも出

てくるかと思っております。

今日はいろいろと教えていただきまして、誠にありがとうございます。（「終わります」の声あり）

○議長（味上庄一郎君） 以上をもちまして、9番木村哲夫君の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、本職に通告がありました一般質問は全て終了いたしました。

一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。2時15分まで。

午後1時59分 休憩

---

午後2時15分 再開

○議長（味上庄一郎君） 休憩を閉じ、再開いたします。

---

日程第3 議案第100号 加美町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（味上庄一郎君） 日程第3、議案第100号加美町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第100号加美町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明を申し上げます。

子ども・子育て支援法の一部改正により、令和8年4月1日から、保育所等に通園していないゼロ歳6か月から3歳未満の児童を対象に、一定時間までの利用可能枠の中で就労要件等を問わず柔軟に利用できる乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が導入されます。

本事業の実施に伴い、加美町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を本年9月定例議会において制定したところですが、改正後の子ども・子育て支援法では利用者に対して乳児等支援給付費を支給することが定められており、市町村は給付費の支給のための確認手続を行うため、さきの条例に加え、本町の確認基準についての条例を制定する必要があることから、本条例を上程するものでございます。

なお、議案資料として条例案の概要を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（味上庄一郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。8番伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 何点かお伺いします。

資料の実施施設についてという記述の中に「認可申請受付をしたけれども、私立園等の申請事業者はいなかったということで、公立の認定こども園で実施することになった」と書いてありますが、対象事業者には、いつ、どんな形で周知したのかということが1点。

それから、「4月以降に申請があった場合には協議の上、進めます」とあるんですが、それでも間に合うのかどうかということが不安になったのでお伺いします。

それから、3点目は、支援給付費はどの程度支給されるのか、それには何か規約とか基準があるのかどうか、詳しく読めば書いているかもしれませんが、お願いいたします。

○議長（味上庄一郎君） こども家庭課長。

○こども家庭課長（鎌田 征君） こども家庭課長でございます。

まず1点目の私立園からの応募がなかったが、これまでの経緯といたしますか、公立だけでの実施になるのかというご質問にお答えいたします。

本年5月に、公立、私立の園に対しまして、制度や実施の手引についての説明会を実施いたしました。その後、10月の一月を私立園からの応募期間といたしましたが、応募がなかったという状況でございます。令和8年4月から実施する私立園はないということで、公立のこども園、2園で実施するものでございます。

2つ目の4月以降、私立園からの申請があった場合、ご心配いただいておりますけれども、こちらについては、先ほど町長から提案理由の中でございました、9月議会で制定いたしました認可基準の条例と本日上程いたします確認の基準条例にのっとりまして事業者を認可、確認したいというところでございます。あくまで国の法定給付費でございますが、粛々と進めてまいりたいと考えております。

3つ目の給付費についてでございます。

こちらは特定乳児等通園支援事業者が法定代理受領ということになります。保護者へ直接給付するわけではなくて、町から施設に給付費を直接支払いまして、施設が代理で受領する仕組みになっております。

給付の価格といたしまして、まだ国から正式に示されてはおりませんが、ゼロ歳児でありますと1人1時間当たり1,300円、1歳児ですと1人1時間当たり1,100円、2歳児は1人1時間

当たり900円ということになります。

交付に対しましては、ゼロ歳児が月10時間利用した場合ですと1,300円の10時間で1万3,000円となるわけですが、町の負担分の8分の1を除きまして実質1万1,380円が町に国から交付されるという仕組みになってございます。

そのほかに、保護者の利用料としまして1時間当たり300円が事業者に行きます。令和8年4月からに関しましては町に入るという仕組みになっております。

よろしく願いいたします。

○議長（味上庄一郎君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） それで、町民への周知は令和8年2月という予定になっておりますが、対象者は大体どの程度を見込んでいらっしゃるのかお伺いします。

それで、これまでとの違いというのはどこにあるのか、確かにこども誰でも通園制度ということで、保護者の就労要件は問わないとか、二、三点あるんですけども、何が違うのか理解してないので、説明いただけたらと思います。お願いします。

○議長（味上庄一郎君） こども家庭課長。

○こども家庭課長（鎌田 征君） こども家庭課長でございます。

1つ目の町民への周知でございますが、2月に広報でお知らせしたいと思っております。

見込みの数といたしまして、これも国が示す基本的な算出式でございますが、月平均4人を見込んでおります。加美町もこれののっとして計画しております。それについては、利用定員ということもございしますが、小野田では1時間当たり6人、みやざき園では1時間当たり5人の利用定員を考えているところでございます。

3つ目のこれまでとの違いについてでございますが、これまで一時預かり事業というものを実施しております。一時預かり事業は、お母様の育児疲れや急病、入院等による一時的な保育でスポット的に預かるサービスとなっておりますが、一方、こども誰でも通園制度においては、子どもの成長の観点から子どもの育ちを応援するというを目的に実施する事業ということでご理解いただければと思っております。

○議長（味上庄一郎君） ほかに質疑ございませんか。14番高橋聡輔君。

○14番（高橋聡輔君） 1点だけ確認させていただきます。

この事業自体、運営に関する基準を定める条例の制定ということなんですけれども、以前より、働く現場として、保護者対応に割かれる時間がかかってしまうんじゃないかというようなことが懸念されているかと思えます。実際にお子さんを預かるときの基準というのはあるかと

と思いますが、その後、そのお子さんに関わった現場の先生方の保護者対応、そういったものの規定というのは示されているのかどうか、この1点だけお願いします。

○議長（味上庄一郎君） こども家庭課長。

○こども家庭課長（鎌田 征君） こども家庭課長でございます。

現場の先生方には、日頃から保育でご苦労されているというお声もお聞きしますが、何分にも保護者への支援というのも保育士さんの大事なお仕事になっております。こちらがスムーズにいきますように、年に1回、先生方の研修会等も実施しておりまして、どのようにしたら今どきの保護者の対応ができるのかというところを勉強していただいておりますので、その辺は大丈夫かなと思っております。

○議長（味上庄一郎君） 14番高橋聡輔君。

○14番（高橋聡輔君） 大丈夫かなというところで想定はしていると思うんですけども、一度預けて、ここがいいなとか、これからこの先生に頼りたいなと思った方というところに関しては、なかなか個人的対応ですとかというのができない。一方で、預けて、気になる点等ができた保護者としてはどうしても頼りたくなってしまって、その分、頼られる側としての負担が懸念されているというところなんですけれども、それも考慮されているのかどうかというところですか。お願いします。

○議長（味上庄一郎君） こども家庭課長。

○こども家庭課長（鎌田 征君） こども家庭課長でございます。

園内、こども家庭センター等々との連携によってそちらをクリアしていると考えております。

○議長（味上庄一郎君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第100号加美町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味上庄一郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第100号加美町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第101号 宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について

○議長（味上庄一郎君） 日程第4、議案第101号宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第101号宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更についてご説明申し上げます。

本案件は、退職手当組合設立時よりも退職手当組合における議会議員等の業務が増加している事情等を鑑み、組合役員及び組合議会議員に対して報酬を支給することに伴い、規約の変更を行うものでございます。

議案資料として規約変更の概要と新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

なお、一部事務組合の規約の変更については、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体の協議によりこれを定めることとされ、協議については議会の議決を得ることとされていることから、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（味上庄一郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第101号宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味上庄一郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第101号宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更については原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第102号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町山村活性化支援センター）

○議長（味上庄一郎君） 日程第5、議案第102号公の施設の指定管理者の指定について（加美

町山村活性化支援センター)を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第102号公の施設の指定管理者の指定について（加美町山村活性化支援センター）についてご説明を申し上げます。

本案件は、町が所有する山村活性化支援センターの指定管理者として加美よつば農業協同組合を令和8年4月1日から令和18年3月31日まで10年の期間を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

この施設は、令和8年3月31日で指定期間が満了となることから、公募によらない指定管理者の候補者として引き続き加美よつば農業協同組合を指定管理者として指定するに当たり、11月20日の指定管理者選定委員会の審査、選定を経て本議会にご提案させていただくものでございます。

なお、議案資料として当該施設に関する概要を添付しておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（味上庄一郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）町長。

○町長（石山敬貴君） 資料のほう大変失礼いたしました。協同組合の「協」が「共」になっておりますけれども、協力の「協」ということで、議員よりご指摘いただいたとおりでございますので、修正させていただきます。

○議長（味上庄一郎君） よろしいでしょうか。

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第102号公の施設の指定管理者の指定について（加美町山村活性化支援センター）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味上庄一郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第102号公の施設の指定管理者の指定について（加美町山村活性化支援センター）は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第103号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町地域特産  
生産施設）

○議長（味上庄一郎君） 日程第6、議案第103号公の施設の指定管理者の指定について（加美町地域特産生産施設）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第103号公の施設の指定管理者の指定について（加美町地域特産生産施設）についてご説明を申し上げます。

本案件は、町が所有する地域特産生産施設の指定管理者として中新田茸培養組合を令和8年4月1日から令和13年3月31日まで5年の期間を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

この施設は、令和8年3月31日で指定期間が満了となることから、公募によらない指定管理者の候補者として引き続き中新田茸培養組合を指定管理者として指定するに当たり、11月20日の指定管理者選定委員会の審査、選定を経て本議会にご提案させていただくものでございます。

なお、議案資料として当該施設に関する概要を添付しておりますので、参考にさせていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（味上庄一郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第103号公の施設の指定管理者の指定について（加美町地域特産生産施設）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味上庄一郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第103号公の施設の指定管理者の指定について（加美町地域特産生産施設）は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第104号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町中新田B & G海洋センター）

○議長（味上庄一郎君） 日程第7、議案第104号公の施設の指定管理者の指定について（加美町中新田B & G海洋センター）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第104号公の施設の指定管理者の指定について（加美町中新田B & G海洋センター）についてご説明申し上げます。

本案件は、町が所有する中新田B & G海洋センターの指定管理者として一般社団法人加美町スポーツ協会を令和8年4月1日から令和11年3月31日まで3年の期間を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

この施設は、令和8年3月31日で指定期間が満了となることから、指定管理者の選定のため、10月1日から10月31日までを申込期間として公募しましたところ、一般社団法人加美町スポーツ協会1者より応募がありました。提出された申請内容について11月20日の指定管理者選定委員会の審査、選定を経て本議会にご提案させていただくものでございます。

なお、議案資料として当該施設に関する概要を添付しておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（味上庄一郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第104号公の施設の指定管理者の指定について（加美町中新田B & G海洋センター）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味上庄一郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第104号公の施設の指定管理者の指定について（加美町中新田B & G海洋センター）は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第105号 町道路線の認定及び廃止について

○議長（味上庄一郎君） 日程第8、議案第105号町道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第105号町道路線の認定及び廃止についてご説明申し上げます。

本案件は、農道からの移管、町道の起終点の変更のほか、圃場整備事業において換地処分及び県有土地改良財産の譲渡が終了したことに伴い、廃止5路線、総延長3,672メートルと認定6路線、総延長5,502メートルの認定について、議会の議決を求めるものでございます。

これにより、町道の路線数は955路線、総延長74万4,783メートルとなるものでございます。

なお、議案資料として町道路線の認定及び廃止に関する位置図を添付しておりますので、ご参照願います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（味上庄一郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。6番早坂忠幸君。

○6番（早坂忠幸君） 町長の説明あったとおり、資料の写真がありますよね。これを見ますと、1つ目は東鹿原の圃場整備ですよね。それから、次のページに行きまして、これは南鹿原ですね。2枚目の一番右が門沢、小瀬地区です。最後が宮崎東部。それで、この路線を見ますと、最後のページの小長坂線が、その前だね、2枚目の最後ですね、小長坂線、これは農道だったと思うんです。それ以外の分は圃場整備のために地区編入された従来の町道だと思うんですけども、それでよろしいかどうか、お願いします。

○議長（味上庄一郎君） 建設課長。

○建設課長（村山昭博君） 建設課長です。

議員おっしゃるとおり、資料12ページの小長坂線が農道から町道に今回移管させていただきたい部分で、残りのところは圃場整備等々によって起点・終点が変更になったところということになります。

○議長（味上庄一郎君） 早坂忠幸君。

○6番（早坂忠幸君） 分かりました。

それで、これから質問なんですけれども、例えば1枚目のこれは東鹿原の大区画の分ですよね。鹿原小学校が写っていますよね、グラウンド。そのグラウンドの上区青野線のちょうど上

から、こう下に来てんですけども、その左側は平成3年度頃に圃場整備が終わった地区なんです。この地区に関しては、道路という道路を全部町道に入れていました。その次のページの小長坂線がありますよね、さっき言った農道から、これはいいんです、農道から入れてもらう、大変結構なんです。小長坂線の一番右側、認定路線と赤で書いてある上の3反歩田、昔、小野田、宮崎で、加美西部でやった分なんですけれども、この分の道路も全部町道に入れていました。今回、なぜ農道の小長坂線だけを入れて、それ以外の分は町道として認定しなかったかどうか。

というのは、調べたんですけども、町道分で普通交付税が10億円弱ぐらい来ているはずで、農道、林道はほとんど来ないんです。ですので、旧小野田町では町道にどんどん入れた経緯があります。加美町の町道の交付税の大体半分以上は、小野田地区の農道、林道を圃場整備が終わって町道に編入したからなんです。

なぜこういうことを言うかという、1級、2級の町道の場合は草刈り等を建設課、支所等でやっていますよね。これらを入れた場合はその他の町道になるんです。その他の町道は、保全会で草刈りをやっていますし、地域内でもできるんです。それから、農道整備事業でも補助をもらって補助事業ができます。ですから、何ら支障ないんですね。ですので、例えばこれらを全部入れますとすぐに何億円という金が普通交付税で入ってくるわけですよ。そのやり方というのは、まず町道台帳を整備する、今回みたいに議会に提案して認定していただく、それだけなんです。なぜその辺をできなかったのか、今後どのように考えていくかお聞きします。

○議長（味上庄一郎君） 建設課長。

○建設課長（村山昭博君） 建設課長です。

今回、最初に町道認定して台帳整備をと今進めていっています。それで、台帳整備の関係もございましたので、圃場整備において起点・終点に変更があった路線と、追加路線としては小長坂線、小長坂線は舗装済みの道路ということもあったので今回新規追加させていただいたところです。

なお、ほかの路線につきましても、現地を確認して、担当課と調整して、追加できるものはしていきたいと考えておりました。

○議長（味上庄一郎君） 早坂忠幸君。

○6番（早坂忠幸君） ぜひともそのようにお願いします。

町道認定する場合に測量を伴うわけですけども、大体1キロ100万円超ぐらいかかるはずですね。例えば50キロあれば5,000万円かかるわけですよ。それで認定して台帳を作って届け

れば、その5,000万円をかけても、次の年、認定して次の年からはずっと、町道から外さない限り5,000万円でも1億円でもずっと来ますから、今、財政難ですから、ぜひとも村山課長、一肌も二肌も脱いで、よろしくをお願いします。

○議長（味上庄一郎君） 建設課長。

○建設課長（村山昭博君） 建設課長です。

一肌脱がせていただきます。

○議長（味上庄一郎君） ほかに質疑ございませんか。ございませんか。（「なし」の声あり）  
質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。  
これにて討論を終結いたします。

これより議案第105号町道路線の認定及び廃止についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味上庄一郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第105号町道路線の認定及び廃止については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第106号 令和7年度加美町一般会計補正予算（第8号）

○議長（味上庄一郎君） 日程第9、議案第106号令和7年度加美町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第106号令和7年度加美町一般会計補正予算（第8号）についてご説明を申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ3億4,721万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ157億3,632万4,000円とする補正予算と債務負担行為の追加及び変更、地方債の変更を行うものでございます。

内容につきましては、ふるさと応援寄附金の増額のほか、中学3年生を対象とした物価高騰対策助成金や観光施設への指定管理委託料、鳥獣被害防止対策に関する予算などを追加するものでございます。

歳入の主なものについては、国庫支出金として障がい者総合支援事業費補助金464万6,000円

増、財産収入として、立木等売払収入1,120万円増、町有地売払収入587万9,000円増、寄附金としてふるさと応援基金寄附金1億2,000万円増、繰入金として財政調整基金繰入金9,000万円増、介護保険特別会計繰入金2,134万9,000円増、町債として県営土地改良事業債6,150万円増などがございます。

歳出の主なものについては、総務費ではふるさと応援基金積立金5,820万円増、物価高騰対策助成金210万円増、民生費では子ども医療費助成619万5,000円増、衛生費では油流出抑制対策事業負担金1,136万5,000円増、健康増進施設指定管理委託料1,921万5,000円増、農林水産業費では鳥獣害防止総合支援事業補助金857万4,000円増、県営土地改良事業負担金6,147万円増、商工費では観光施設指定管理委託料788万6,000円増、台湾嘉義市交流事業経費240万6,000円増、土木費では鳴瀬川総合開発事業基金積立金588万円増、教育費では学校給食食材掛かり増し経費負担金285万円増などのほか、職員人件費の組替えを行い、予備費を増額するものがございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（味上庄一郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。7番三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 7番です。1点だけお聞きします。

29ページ、鳥獣害防止総合支援事業補助金857万4,000円の関係ですが、一般質問で今野清人議員に有害駆除隊員の報酬の額をいろいろ説明いただきました。それがどこに入っているのか全然見えません。この補助金というものをどの団体に支出するのかが1点です。

あと、職員も大変お疲れさまということで、時間外手当105万円が計上されておりますが、課長も相当現場に出ているんじゃないかと思います。管理職手当が見えません。見えない理由もお聞きかせください。

以上です。

○議長（味上庄一郎君） 農林課長。

○農林課長（尾形一浩君） 農林課長でございます。

まず、この補助金857万4000円、どの団体への支出というご質問でございますけれども、先ほど3番議員の一般質問の中では、熊1頭当たり8,000円から2万円に引上げとか、単価の説明をさせていただきました。

その団体でございますけれども、この補助金の支出先は加美町鳥獣被害防止対策協議会への支出となります。では、なぜこの団体への支出かということになりますけれども、熊の有害捕

獲につきましては、鳥獣被害防止対策協議会から鳥獣被害対策実施隊、猟友会に有害捕獲を委託することになります。今度、実施隊から県に有害捕獲の申請をしていただきます。県から許可をいただいて、猟友会では熊の捕獲をすることになります。ということで、鳥獣被害防止対策協議会から有害捕獲を委託するので、この協議会から2万円の支出をすることになりますので、町からは対策協議会へ支出させていただきたいと考えております。

今回の857万4,000円でございますけれども、先ほども申し上げましたが、これまでは熊1頭を捕獲すると8,000円だったのを10月に遡って1頭当たり2万円とさせていただきたいということで、2万円掛ける70頭を見込んでおります。

それから、その捕獲に従事した方1名につき1万円ということで、1万円掛ける260人分ということで260万円を見ております。

それから、県に有害捕獲の申請をするに当たりまして、現地調査等をしなければなりません。現地調査した結果を踏まえて許可の申請をするわけでございますけれども、そのときに、わななんかも何頭分をどこに設置するのか、その辺も猟友会に現場に立ち会っていただいておりますが、そういった現場確認等、立ち会ってもらった場合は1人8,000円を支払うことになっております。これはもともと8,000円となっておるわけでございますけれども、それを今回50人分見ております。

熊のわなの設置・撤去も、もともと見ておりまして、設置するに当たりまして1人当たり5,000円を支払っております。これの設置・撤去で400人分を見まして200万円増額させていただきます。

あと、熊のわなを設置しますと毎日の見回りが必要になってきます。わなに熊がかかったかどうか、その見回りも必要になってきまして、見回り費用ということで1人当たり3,000円、その200人分で60万円、そういった積算をさせていただいております。

そのほか、有害捕獲で熊を捕獲する場合と、イノシシ用のわなに誤って熊がかかる場合もございます。こういった場合は錯誤捕獲ということで、こちらについては1人5,000円を支払っております。その錯誤捕獲も増えておるということで、5,000円の150人分で75万円を追加させていただきます。

それから、熊の出没がかなり増えてきたということで、町民の方から追い払い用の音花火を希望される本数も多くなりまして、音花火の購入費として51万5,000円とか、そういったものを今回の補正予算でお願いしたく850万円となったところでございます。

以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 時間外手当と管理職手当、農林課長。

○農林課長（尾形一浩君） 正直、私も土日とか捕獲の現場に立ち会いました。その分につきましては、代休とかいただいて、お休みをいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（味上庄一郎君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐々木 実君） 総務課長です。

職員が土曜、日曜、祝日なんかに出た場合については、基本的には代休という形で休んでおりますが、何せ忙しい課長ですので、議会对応とか、休めない場合は管理職の特別休暇の手続がありますので、課長に確認して適正な処置をしたいと考えておりました。

以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 農林課長、大変お疲れさまです。

多分土日も出ていると思うんですよ、職員と同じように。代休も取れない状況じゃないんですか、総務課長はそういう説明をされているようですけれども。ということは、今までないようなことが、事案が起きているわけですよ。その辺は職員の関係についてもご配慮いただきたいということから質問させていただきました。

補助金の817万円何がしなんです、協議会ということで、これまで有害駆除隊員の方々には大変お疲れさまと、ご苦労さまということしかないですね。

ということは、この協議会の受皿は有害駆除に関する事業が主なものなのか、花火の関係もありましたけれども。その関係、協議会の事業の内訳というのがもしありましたらお願いしたいと思いますし、さっき今年は70頭と言いましたっけ、積算根拠関係は。実際にどのぐらいの頭数、82頭までは分かっているんですが、それ以降も何か頭数が増えているという話もお聞きます。ということで、今現在の駆除・捕獲頭数と駆除隊員の数、年齢構成等も説明いただくとありがたいんですが。

○議長（味上庄一郎君） 農林課長。

○農林課長（尾形一浩君） 農林課長でございます。

加美町鳥獣被害防止対策協議会の目的とするものにつきましては有害鳥獣からの農作物被害対策ということで、今回は熊の駆除に関する補正予算をお願いするところでございますけれども、農作物被害ということで、ほかにイノシシなどの被害もございまして、例えば農家なりその地域で農作物被害対策を行うために電気柵を購入したいとか、そういう場合の支援なんか

も行っております。集落ぐるみで大きく電気柵を張ったり、ワイヤーメッシュ柵を張るとか、そういった場合は国から交付金を頂いて、協議会でそれら資材を購入して地域に配付し、地域で管理していただくとか、そういった事業に取り組んでおります。

県からの委託事業といたしまして、豚熱などがございまして、豚熱の拡大を防ぐために、豚熱のワクチン、山林とかに埋めるとかそういった業務を行ってございまして、総合的な鳥獣被害対策を行う協議会となっております。

それから、熊の捕獲頭数でございましてけれども、行政報告では11月末時点で82頭を捕獲していますと報告させていただいておりますが、実は昨日、中新田地区で1頭捕獲しまして、現時点で今年度は83頭の捕獲となっております。

今回補正予算では70頭という計算をさせていただいておりますけれども、その70頭につきましては、非常事態宣言を発令した10月以降の手当ということで、10月以降、70頭捕獲と要求させていただいております。10月以降の捕獲頭数につきましては現在のところ50頭となっておりますので、70頭までもう少しあるんですけれども、冬眠時期を迎えてはいるものの、まだまだ油断できない状況にありまして、今後も捕獲活動が予想されますので、そういったことを見込んで今回の補正をお願いしたいと考えております。

鳥獣被害対策実施隊の隊員数につきましては38名でございます。年齢につきましては、すみません、ただいま手元にはないんですけれども、かなり高い年齢になっております。80歳を超える方から60歳を超える方が多い状況になっております。

以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 駆除隊員の報酬については熊出没対策本部を設置以降ということでの話をいただきましたが、職員の方々は給料の改正を4月に遡ってやっておりますよね、今回です。私には思いません。本部設置以前にも駆除しているわけですから、そういうのを考慮してもいいのではないかという思いがしました。

なお、この補助金の交付を受けている協議会については、農林課が事務局なんですか。分かりました。大変お疲れだと思いますが、ひとつ駆除のために今後一層お力添えいただきたいと思っております。

終わります。

○議長（味上庄一郎君） ほかに質疑ございませんか。4番佐藤圭介君。

○4番（佐藤圭介君） 4番です。

今の話に関連するんですが、先ほど熊1頭当たり2万円というお話でしたが、捕獲した熊をそのままにしておくわけにはいきませんので、処理をしなければならぬかと思いますが、それも含まれていると理解してよろしいでしょうか。

○議長（味上庄一郎君） 農林課長。

○農林課長（尾形一浩君） 農林課長でございます。

熊1頭につき2万円につきましては、止め刺しから処分まで含めてということで、このようにさせていただきます。

以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） ほかに。9番木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 1点だけ伺います。

27ページの油流出抑制対策事業負担金の内訳と、これに関する今までの合計、それと財源が一般財源になっているんですが、これはその後、県とか国から何か補助が出るものなのか。

以上3点、お願いします。

○議長（味上庄一郎君） 町民課長。

○町民課長（西山千秋君） 町民課長でございます。

ただいまの質問なんですが、まず最初に、今回の負担金の内訳となります。

現在、筋川の油漏れ事故につきましては、いまだ原因は不明のままとなっております。現在も油の流出は続いている状況となっており、そのような中で特別交付税の措置が認められましたことから、加美電子工業株式会社、加美郡西部土地改良区と協議させていただきまして、筋川油漏れ事故の油流出抑制対策におきまして、加美電子工業株式会社と加美郡西部土地改良区に協力対応していただきました対策経費について、負担金として合わせて1,136万5,000円を上程させていただいたものでございます。

内訳につきましては、加美電子工業株式会社においては、3月24日から4月10日まで筋川への油流出を抑制するために掘削口からの油混じり地下水のくみ上げ処分費と原因究明のための油脂分析の経費を合わせまして466万2,000円、加美郡西部土地改良区においては、4月は水田の作付の時期であったために、筋川から下流への油流出防止のために仮回しの工事を行っていただきました。そちらの経費670万3,000円となっております。

これまでの経費の合計になります。令和7年度の状況でよろしいでしょうか。

令和7年度につきましては、11月末現在で消耗品485万3,000円、これはオイルフェンスとかの購入になります。そのほか委託料なんですが、ボーリング調査費658万9,000円、油吸引処分

作業で1,693万5,000円、油の吸着材の交換614万円など合計3,119万円を支出しております。油漏れの事故で試掘させていただきました地権者へ土地借上料26万4,000円、耕作者に補償料6万円、総額3,637万円の支出になっております。

合計金額は以上になります。よろしく申し上げます。

○議長（味上庄一郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内海 茂君） 企画財政課です。

油流出の財源につきましては、今回、一般財源を計上させていただいておりますが、特交の二次協議にも提出させていただいておりますので、そちらで充当できると見込んでおります。

○議長（味上庄一郎君） ほかに質疑ございませんか。11番沼田雄哉君。

○11番（沼田雄哉君） 11番。振興公社の指定管理委託料についてお伺いいたします。

気づいたところで8施設がプラス補正になっているわけですが、その中の3つについてお伺いいたします。

34ページ、ふれあいの森公園費、パークゴルフ場ですね、指定管理料の補正額481万円、これは比率的にちょっと大きいかなと思います。これが一つ。それから34ページ、一番下、山村活用施設の指定管理料、補正で359万6,000円、これも比率的に大きいかなと。それからもう一つ、35ページ、中ほどの山村ふれあい公園費、指定管理料の補正で298万4,000円、これも比率的に少し大きいかなと思うんですけども、この状況をお伺いします。

○議長（味上庄一郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部正志君） 商工観光課長でございます。

ただいまのご質問、指定管理料に関しましてお答えさせていただきます。

最初に、34ページのふれあいの森パークゴルフ場と山村活用施設、35ページの山村ふれあい公園やくらいパークゴルフ場の指定管理料の中身でございますが、ふれあいの森パークゴルフ場の12月補正の437万1,000円でございますが、ふれあいの森パークゴルフ場はパークゴルフだけではなくて、食堂経営もしている関係がございます。その関係から仕入費が45万1,000円、賃金上昇分としまして118万5,000円、物価高騰分としまして273万5,000円を見込んでおります。

続きまして、山村活用ですが、滝庭の関「駒庄」の指定管理料になっております。こちらは仕入れが99万3,000円、賃金上昇分としまして25万6,000円、物価高騰分として201万8,000円となっております。

最後の山村ふれあい公園やくらいパークゴルフ場でございますが、こちらは仕入れはございませんが、賃金上昇分としまして110万8,000円、物価高騰分としまして160万3,000円となっております。

おります。内訳がそのようになっていますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） ほかに質疑ございませんか。8番伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 何点かお伺いします。

26ページ、医療機関対策事業の救急センター運営事業1,400万円程度だったでしょうか、計上されていますが、この補正に至った理由についてお伺いします。

それから、次のページ、27ページ、健康増進施設管理事業で施設修繕事業費が208万円ほど計上されていますが、これは一体何を修繕したのかお伺いしたいと思います。

同様に、51ページの文化会館の備品購入費、それから次の項目にあります文化会館修繕事業、この2つの内容についてお伺いします。

○議長（味上庄一郎君） 保険健康課長。

○保険健康課長（武田明美君） 保険健康課長です。

大崎市民病院救命救急センターの負担金の増額についてご説明させていただきます。

この負担金につきましては、前年度実績を次年度で支払うという協定を締結しており、今回は令和6年度の実績に基づいて支払うものとなっております。

今回増額の主な理由となった原因なんですが、1つ目は救急救命センター全体の運営費が増額したこと、まず令和6年の人事院勧告に伴います給与費の増加、物価高騰によります委託費の増、それから心臓疾患など高額な診療材料を使用する症例が多くなったことが運営に関わる大きなものです。

また、2つ目としましては、加美町の利用人数が増えたこととなります。重症度三次対象の患者の入院数が増加したこと、入院患者の在院日数が前年度と比較して長期になり、延べ患者数が大幅に増加になったことが主な原因となっております。

よろしく願いいたします。

○議長（味上庄一郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部正志君） 商工観光課長でございます。

議長、先ほどの答弁を修正させてもらってもよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

先ほど沼田議員から指定管理料でご質問いただきまして、私が金額を回答させていただきましたが、回答した金額は税抜きの金額ですので、合計額に消費税分を足したのが今回予算書に載っている補正額という形で、よろしく願いします。修正させていただきます。申し訳ございませんでした。

続きまして、プールの修繕の内容でございます。

修繕工事を2つ上げさせていただいております。両方、消防設備の点検の指摘事項から来ている修繕でございます。1点が非常放送設備の更新工事、誘導灯の修繕工事の2点でございます。今の時期というのは、消防設備への指摘事項があつて、冬期間のお客さんの少ない時期に休みを入れての工事ということで上げさせていただきました。よろしくお願ひいたします。

○議長（味上庄一郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木 功君） 生涯学習課長でございます。

51ページの中新田文化会館管理事業の17節備品購入費616万円とその下の工事請負費616万円ということでございますけれども、こちらにつきましては当初予算において工事費に計上しておいたわけですが、指名委員会が開催された際にこれは備品購入費ではないかというご指摘をいただきましたので、今回、備品購入費に組替えをお願いするものでございます。

よろしくお願ひします。

○議長（味上庄一郎君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） ありがとうございます。

先ほど、救急センター運営事業費の補正に至った理由を説明いただきました。加美町の利用が増えていったと、令和6年度についてなんです、これは今後もそういったことが予想されるような事態になるのかどうかだけ確認させていただきます。

それから、80ページの介護給付金、前年度介護給付費負担金返還金が計上されていますが、この理由についてお知らせください。

○議長（味上庄一郎君） 保険健康課長。

○保険健康課長（武田明美君） 保険健康課長でございます。

今後もこういうことが続くのかということなんです、今回、外来では3人しか増えていない状況で、入院で29人、令和5年度と令和6年度を比較しますと延べ人数で146人ということで、ICUとか集中治療室に入院する期間が長い人が多かったということが原因となっております。今回の会議でもありましたが、令和7年度の前半が大体終わっている状況なんです、令和7年度の前半でも加美町は多い状況にあるというご回答をいただいております。

加美町とすれば、医療に対して改善をする必要があるのではないかということで意見をいただいておりますので、何かの改善をしない限りはこの金額より下回るというのはなかなか厳しくなっていくかなということで思っておりますので、その辺をデジタルアプリで頑張っていけたらなと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（味上庄一郎君） 伊藤由子さんに申し上げます。80ページは介護保険の補正予算ですので、そちらで質問をお願いいたします。

ほかに質疑ございませんか。5番早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） 補正予算書の18ページですけれども、町長から説明ありましたけれども、物価高騰対策助成費ということで、中3に対しての進学等の支援が210万円計上されているわけですが、一昨年は担当部署がお互いにどちらかでやるだろうとか、時期も遅れたということで、結局、昨年は空白の年度になって支給されなかったということがありました。今回はここでされているんですけれども、多分恒常的なものだと思いますので、年度当初からの計上というのは今後考えられないかどうかお伺いします。

○議長（味上庄一郎君） こども家庭課長。

○こども家庭課長（鎌田 征君） こども家庭課長でございます。

前向きに検討させていただきたいと思います。

○議長（味上庄一郎君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第106号令和7年度加美町一般会計補正予算（第8号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味上庄一郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第106号令和7年度加美町一般会計補正予算（第8号）は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第107号 令和7年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第3号)

○議長（味上庄一郎君） 日程第10、議案第107号令和7年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第107号令和7年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ649万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ27億9,688万1,000円とする補正予算と債務負担行為の追加を行うものでございます。

歳入については、繰入金で一般会計繰入金649万3,000円減であります。

歳出の主なものについては、総務費で一般職給料375万円減などあります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（味上庄一郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第107号令和7年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味上庄一郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第107号令和7年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。3時40分まで。

午後3時27分 休憩

---

午後3時40分 再開

○議長（味上庄一郎君） 休憩を閉じ、再開いたします。

---

日程第11 議案第108号 令和7年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算  
（第2号）

○議長（味上庄一郎君） 日程第11、議案第108号令和7年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第108号令和7年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ35万円を追加し、歳入歳出それぞれ3億4,382万5,000円とする補正予算と債務負担行為の変更を行うものでございます。

歳入については、諸収入で保険料還付金35万円増であります。

歳出については、諸支出金で保険料過誤納還付金35万円増でございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（味上庄一郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第108号令和7年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味上庄一郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第108号令和7年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第12 議案第109号 令和7年度加美町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（味上庄一郎君） 日程第12、議案第109号令和7年度加美町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第109号令和7年度加美町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ897万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ33億5,980万4,000円とする補正予算と債務負担行為の追加を行うものでございます。

歳入の主なものについては、国庫支出金で介護保険保険者努力支援交付金430万4,000円増、繰入金で一般会計繰入金279万9,000円増などがございます。

歳出の主なものについては、総務費で一般会計繰出金2,135万円増などのほか、職員人件費

の組替えを行い、予備費を減額するものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（味上庄一郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。8番伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 先ほど間違っって質問したので、もう一度お願いします。

80ページ、ここも私が解釈できないところなので、返還金だったんですけども、前年度介護給付費負担金返還金が計上されています。この内容についてお伺いします。というのも、介護保険料が加美町はすごい高いので、とても気になっているところなんですけど、返還するという金額がありましたのでお伺いします。

○議長（味上庄一郎君） 高齢障がい福祉課長。

○高齢障がい福祉課長（森田和紀君） 高齢障がい福祉課長でございます。

ご質問いただきました前年度介護給付費負担金の返還金でございますが、令和6年度におきまして国・県から交付を受けました介護給付費サービス費における交付金でございます。制度の仕組み上、前年度に見込みで頂いた国・県の交付金を翌年度に精算するという事で、令和7年度に入りまして実績が確定して精算をするという事でございます。

国につきましては970万9,000円、県の交付金につきましては540万4,000円、合計して1,511万3,000円ということで、返還をするという事でございます。

以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 単純な質問なんですけど、要するに見込額よりはそんなに多くなかったという解釈をしてよろしいですか。見込んだ額を翌年度精算するという説明だったかと思いますが、見込んだ額よりは思ったほど多くなかったので返還に至ったと解釈できるのでしょうか。

○議長（味上庄一郎君） 高齢障がい福祉課長。

○高齢障がい福祉課長（森田和紀君） 高齢障がい福祉課長でございます。

町が見込む金額というよりは、国の交付金につきましては、その年の半年分、9月ぐらいまでは各市町村の実績を考慮する、残りの下半期についてはある程度国が係数を決めて市町村の見込みを出すというような仕組みになってございますので、国についてもある程度の毎年の精算が出てくるという形になります。

県につきましては、これも実績、その年の年度末にある程度見込額の計上されるんですけども、どうしても2か月後の精算の支払いの時期というのがその年ではありませんので、2

か月後の請求に基づいて行われるものでございますので、県につきましてもある程度の実績に基づいた精算が行われるということでございます。

以上です。

○議長（味上庄一郎君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第109号令和7年度加美町介護保険特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味上庄一郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第109号令和7年度加美町介護保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第110号 令和7年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算  
（第1号）

○議長（味上庄一郎君） 日程第13、議案第110号令和7年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第110号令和7年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ184万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ804万7,000円とする補正予算でございます。

歳入の主なものについては、繰越金161万1,000円増などがございます。

歳出については、サービス事業費で居宅介護予防サービス計画作成業務委託料18万7,000円増のほか、予備費を増額するものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（味上庄一郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。2番早坂 潔君。

○2番（早坂 潔君） 2番です。

介護現場で大きく問題になっているのが介護職員とケアマネジャーの給料が逆転しているというので、介護職員は処遇改善加算でかなり増えて、ケアマネジャーの給料は低くなっているというところがありまして、今国会で補正予算も成立して、ケアマネジャーにも処遇改善の加算が入るということになったようですけれども、その辺は今回の補正予算とは関係ないところではあります、ただ来年度よりも先に前倒しで今年度中の補正になるかもしれないというようなことも聞いておりました。

町のケアマネジャーの人数に対して、今回も業務委託料というのをお渡ししていると思うんですけれども、包括で抱えているケアマネジャーの人数と、ケアマネ1人が持てる利用者の件数も決まっているわけですので、その辺、結構いっぱいいっぱいなのか、まだ受け入れられる余裕があるのかだけお聞きしたいと思います。

○議長（味上庄一郎君） 地域包括支援センター所長。

○地域包括支援センター所長（川熊裕二君） 地域包括支援センター所長です。

町の包括のケアマネ資格を持っている方ですけれども、3人ほどいまして、あと今受けているところです。

それで、要支援のサービス計画作成なんですけれども、原則としては地域包括支援センターで作成することになっていますが、ケアマネ事務所に委託もできるということで、今はほとんどケアマネ事務所に委託してまして、現在、包括で担当しているのは1件だけになります。

以上です。

○議長（味上庄一郎君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第110号令和7年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味上庄一郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第110号令和7年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第111号 令和7年度加美郡介護認定審査会特別会計補正予算  
(第1号)

○議長（味上庄一郎君） 日程第14、議案第111号令和7年度加美郡介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第111号令和7年度加美郡介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ69万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ719万4,000円とする補正予算でございます。

歳入については、繰越金69万4,000円増でございます。

歳出の主なものについては、総務費で職員手当等18万円増などのほか、予備費を増額するものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（味上庄一郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。7番三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 93ページですが、介護認定審査会委員報酬15万5,000円が減になっております。その理由をお願いします。

○議長（味上庄一郎君） 高齢障がい福祉課長。

○高齢障がい福祉課長（森田和紀君） 高齢障がい福祉課長でございます。

介護認定審査会の委員報酬につきましては、今年度3回を、審査会の回数なんですけれども、オンライン化に基づいた回数分を当初予算化させていただいておりまして、その回数の1回分が少なくて済んだということでございます。

以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 回数が少なくなったということは、審査を受ける、該当する方が少なくなったということなんですか。その理由をお聞かせください。

○議長（味上庄一郎君） 高齢障がい福祉課長。

○高齢障がい福祉課長（森田和紀君） 高齢障がい福祉課長でございます。

説明不足で申し訳ございません。

介護認定審査会は毎月2回行っておりますが、その回数が減ったということではなくて、全体会で協議する案件につきまして、当初見込んでいた回数が1回少なくなったということでございます。

以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 全体会が少なくなったということは、審査会の基準とかそういうもので全体会議を催されるのか、その辺詳細に聞きたいのが1点と、審査を受ける、該当する方々の状況、現状はどうか、それも併せてお聞きします。

○議長（味上庄一郎君） 高齢障がい福祉課長。

○高齢障がい福祉課長（森田和紀君） 高齢障がい福祉課長でございます。

全体会につきましては、年度始めに一度行いまして、あと必要に応じて行うという予定になっております。

今回は、介護認定審査会、障がい認定審査会、オンライン化ということで今年度からスタートさせていただいておりますが、上半期におきましてはパソコンで見させていただいているオンラインと紙ベースを併用させていただいて、ハイブリッド型で進めさせていただきました。半年間経過した後に委員の意見聴取をしまして、全体会を開いて、下半期についてはどうしていくかということで、その打合せ回数を3回見込んでいたわけですが、その回数が4月と10月ぐらいということで、2回で済んだというようなことでございます。

介護認定審査会の状況ということでございますが、今、月に2回実施をしております、2合議体ずつ開催をさせていただいております。加美町と色麻町を合同で開催させていただいているんですが、どうしても更新の件数ですとか新規の件数が10月、11月ぐらいまではかなり多い件数でございまして、1回の審査会で80件から100件の審査をするという状況でございましたが、冬場に入りまして少し件数が落ち着いてきているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第111号令和7年度加美郡介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味上庄一郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第111号令和7年度加美郡介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議案第112号 令和7年度加美町下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（味上庄一郎君） 日程第15、議案第112号令和7年度加美町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第112号令和7年度加美町下水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、予定額に対する不用額及び不足額の精査を行い、収益的収入及び支出においてそれぞれ114万1,000円を増額し、総額を10億1,314万1,000円とする補正予算であります。

収入につきましては、負担金及び分担金で440万8,000円を増額し、長期前受金戻入で330万7,000円を減額し、支出につきましては総係費で555万8,000円、予備費で129万7,000円をそれぞれ増額し、減価償却費で571万4,000円を減額するものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（味上庄一郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第112号令和7年度加美町下水道事業会計補正予算（第2号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味上庄一郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第112号令和7年度加美町下水道事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

---

日程第16 議案第113号 和解及び損害賠償の額の決定について

○議長（味上庄一郎君） 日程第16、議案第113号和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第113号和解及び損害賠償の額の決定についてご説明を申し上げます。

本案件につきましては、令和7年6月18日午後7時30分頃、陶芸の里ゆ〜らんど、コテージけやき棟におきまして、コテージを利用していた相手方が当該施設のガラス引き戸を開けようとしたが、戸がきつく、開かなかったため、力を入れて開けたところ、戸が外れて落下し、左足指を骨折する事故がありました。

この事故の賠償金として、過失割合は町が70%、相手方が30%で、7万336円を相手方にお支払いし、示談といたし、議会にお諮りするものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（味上庄一郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。13番米木正二君。

○13番（米木正二君） 今回の和解について、2点ほど質問したいと思います。

けやき棟というのは、5棟のうちの恐らく和風棟のことだと、和風棟と洋風棟があって、和風棟の1室だと理解するものですが、7対3という割合ですけれども、こういった考えの下で7対3になったのか、その辺の根拠をまず教えていただきたいと思います。

それから、こういった事故があったということで、再発防止のための対策を既に講じているのか、施設のこういった事故を防ぐための対策をどのように講じているのか、その2点伺います。

○議長（味上庄一郎君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐々木 実君） 総務課長です。

ゆ〜らんどの事故による今回の損害賠償の額の決定ということで、議案を追加で上程させていただきました。

米木議員から1点目の7対3になった根拠ということでございますので、根拠につきましては、施設を使用者がお借りするときに、経年劣化した状態の説明を受けず、貼り紙なんかもな

いというような状況の中で、不案内だったところで事故が発生したというところで、その分が町の施設管理上の瑕疵というところで町の過失が7割、本人の過失もあって3割というようなことで、この金額の根拠なんですけれども、けがをしたことによりまして通院費が630円、治療費が3万1,050円、慰謝料ということで6万8,800円を合計しますと10万480円となります。これの町の過失割合が70%となりますので、10万480円の70%で7万336円の損害賠償の額ということで、今回、損害賠償の額ということで上程させていただいた経緯でございます。

以上です。

○議長（味上庄一郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部正志君） 商工観光課長でございます。

私から、その後の対処について回答させていただきます。

今回の事故の原因となっているのが、施設の老朽化に伴いましてサッシ戸が開閉しづらい状態であったと、その状態にもかかわらず、施設側ではアナウンスが少なかったということが一番の大きい状態だったと思います。

その後、ゆ〜らんどにおきまして、ゆ〜らんどだけではなくて、加美町振興公社全体におきまして、コテージ、お客さんが近づくサッシ戸を中心に点検をしていただいております。ちょっとでも気になる部分には貼り紙をしてください、修繕もかけてくださいと、商工観光課から指示を出しております。

また、今回のゆ〜らんどのけやき棟でございますが、けやき棟のサッシ戸は町内の建具屋にお願いして修繕をかけたところでございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 米木正二君。

○13番（米木正二君） 総務課長の答弁の中で慰謝料6万8,800円ということでありました。その辺の根拠も一つ示していただきたいと、慰謝料が6万8,800円になった根拠を示していただきたいと思います。

それから、施設が経年劣化しているということで、けやき棟については修繕が終わったと理解をしますけれども、そのほかの施設等々の経年劣化に伴う不具合というもの、指示を出しているということでもありますけれども、その辺、こういった事故が二度と起きないような対策を講じる責任が町もあると思いますけれども、その辺についてもう一度お伺いします。

○議長（味上庄一郎君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐々木 実君） 総務課長です。

今回の事故の慰謝料6万8,800円の根拠ということでございます。こちらは、保険会社にこの事故の内容を報告しまして、保険会社で積算した金額になりますので、そのままこの金額を出させていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（味上庄一郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部正志君） 商工観光課長でございます。

確かに振興公社の施設自体はかなり年数もたってきているところでございます。また、ゆへらんのコテージ全体に関しましてかなり古くなっているということで報告は受けておりますが、今回のサッシはレールごと新しいものに交換する、レールとか、ゆがみを修繕したという報告を受けておりますし、そのほかの振興公社全体ですが、サッシ戸にかかわらず、危険な場所に関しては来年度の修繕予算に提出するという事も考慮しながら現在見積りを徴収しているところでございますので、よろしくお尋ねいたします。

以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 米木正二君。

○13番（米木正二君） 分かりました。

それで、もう1点ですけれども、こういった危険性があるとかの案内が不十分で瑕疵があったというような話もありました。その辺の利用者に対しての周知というものを徹底していく必要があるだろうと思っておりますけれども、そのことについてお尋ねします。

○議長（味上庄一郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部正志君） 商工観光課長でございます。

ご質問の内容ですが、周知徹底については、指示は一応出しております。ですが、今日をもちまして、再度、振興公社にはもう一度、徹底することを指示を出させていただきますので、よろしくお尋ねします。ご心配をおかけして申し訳ございません。よろしくお尋ねします。

○議長（味上庄一郎君） ほかに質疑ございませんか。5番早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） お伺いしますけれども、表記の仕方というか、それについて伺いますけれども、多分前回あたりから相手方の住所とか氏名というのがこういう記載になっていたかなと思うんですけれども、以前は住所も氏名についても固有名詞という表記だったと思うんですけれども、どういう訳でこういう記入の仕方になったのかお尋ねします。

○議長（味上庄一郎君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐々木 実君） 総務課長です。

損害の相手方の内容については、住所地が「仙台市」と出ています。名前については、氏名ということで「女性」という表記については、個人の特定にならないというような配慮で今回このような形にしたということなんです。この辺の表記については、前回の議運等で議題として出したというようなことがあれば、その辺はご指導というか、ご指摘いただいて、その辺確認させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（味上庄一郎君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） 今年のやつを調べてみると、かなり詳しい内容で、住所もですよ、それから固有名詞もきちっと明記されてあるんです。

かなり遡りますけれども、今から10年ぐらい前ですかね、退職、お辞めになりました議員がこの件を指摘したんですけれども、何か職員するときには固有名詞を出さなかったんですよ、身内に甘いのではないかというような指摘があったんですが、大方の町村ではそういう表記なので、それに準じてということだったんです。

何かその辺が年度途中で変わったり、今回やっていますので、明確な基準というか、こういう訳でというのをはっきりしていただいたほうがいいのかと思います。

○議長（味上庄一郎君） 答弁要りますか。（「検討していただければ」の声あり）総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐々木 実君） 今後、統一した表記で議案としていくということで、検討させていただきたいと思います。大変申し訳ございません。

○議長（味上庄一郎君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第113号和解及び損害賠償の額の決定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味上庄一郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第113号和解及び損害賠償の額の決定については原案のとおり可決されました。

---

日程第17 議発第1号 加美町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

○議長（味上庄一郎君） 日程第17、議発第1号加美町議会議員の請負の状況の公表に関する条

例の制定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明をお願いいたします。木村哲夫君、ご登壇願います。

〔議会運営委員会委員長 木村哲夫君 登壇〕

○議会運営委員長（木村哲夫君） 議発第1号加美町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律（令和4年法律第101号）が施行され、これまで認められなかった議員個人と町との請負について、政令で定める額300万円までは規制の対象から除かれることに伴い、議員の請負の状況を公表することにより透明性を確保するとともに、議会運営の公正及び事務執行の適正を図ることを目的に本条例を制定するものであります。

以上、提案の趣旨をご理解いただき、議員各位の賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（味上庄一郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議発第1号加美町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味上庄一郎君） ご異議なしと認めます。よって、議発第1号加美町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第18 議員派遣の件について

○議長（味上庄一郎君） 日程第18、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件につきましては、会議規則第125条の規定により、議員の派遣について、資料のとおりであります。

お諮りいたします。本件についてこのとおり議員を派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味上庄一郎君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件につきましては、この

とおりに派遣することに決定いたしました。

---

#### 日程第19 閉会中の継続調査について

○議長（味上庄一郎君） 日程第19、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各委員長から、委員会において調査中の事件について、会議規則第74条の規定により、総務産業常任委員会委員長三浦又英君より安全で安心して暮らせる生活基盤の整備について、産業振興について、行財政改革の進捗状況と政策課題について、教育民生常任委員会委員長早坂伊佐雄君より学校教育及び生涯学習の充実について、共生社会の実現に向けた保健医療及び福祉体制の充実について、議会広報常任委員会委員長高橋聡輔君より「議会だより」の編集に関する事項について、議会運営委員会委員長木村哲夫君より本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、議会改革、議会活性化等について、放射性汚染廃棄物処理等調査特別委員会委員長三浦英典君より放射性汚染廃棄物等の処理促進に関する事項について、鳴瀬川ダム建設に関する整備調査特別委員会委員長早坂伊佐雄君より鳴瀬川ダム建設に関する事項について、再生可能エネルギー発電事業等に関する調査特別委員会委員長早坂忠幸君より再生可能エネルギー発電事業等に関する事項について、以上7委員会から閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味上庄一郎君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件の審議は全て議了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は12月16日までとなっておりますが、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味上庄一郎君） ご異議なしと認めます。よって、会期中ではありますが、本日をもって閉会することに決定いたしました。

以上をもちまして令和7年加美町議会第4回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後4時21分 閉会

上記会議の経過は、事務局長青木成義が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年12月12日

加美町議会議長 味上 庄一郎

署名議員 早坂 潔

署名議員 今野 清人